

第2期河南町子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)



みどりのなか、子育てと、子どもの笑顔をつなぐまち



基本目標 1

すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

基本目標 2

安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じる
ことのできる環境づくり

基本目標 3

みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり

目次

第1章 計画の策定にあたって 1

- 第1節 計画策定の背景と趣旨1
 - 1 国の動向.....1
 - 2 府・町の動向.....2
- 第2節 計画の位置づけ.....3
- 第3節 計画の対象と期間.....3

第2章 河南町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題 4

- 第1節 統計データからみる現状4
 - 1 人口や世帯の状況4
 - 2 子どもの状況.....6
 - 3 就労の状況8
 - 4 婚姻の状況9
- 第2節 アンケート調査結果からみる現状 10
 - 1 アンケート調査の概要 10
 - 2 アンケート調査の結果（就学前児童） 11
 - 3 アンケート調査の結果（小学生） 22
 - 4 アンケート調査の結果（中学生以上） 24
- 第3節 第1期計画における取組み状況の総括と課題 25
 - 1 第1期計画における取組み状況の総括 25
 - 2 調査結果の総括と課題 27

第3章 計画の基本的な考え方28

- 第1節 基本理念 28
- 第2節 基本的な視点 28
- 第3節 基本目標 29
- 第4節 施策の体系 30

第4章 施策の展開31

- 基本目標 1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり 31
- 基本目標 2 安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることのできる環境づくり 39
- 基本目標 3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり 43

第5章 事業の量の見込みと確保方策49

- 第1節 教育・保育提供区域 49
- 第2節 乳幼児・児童数の推計 50
- 第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策 51
- 第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 53

第6章 計画の推進に向けて68

- 第1節 施策の実施状況の点検 68
- 第2節 国・府等との連携と広域調整 68

資料編69

- 1 策定経過 69
- 2 河南町子ども・子育て会議規則 70
- 3 河南町子ども・子育て会議委員名簿 72
- 4 用語解説 73
- 5 河南町 保育園・幼稚園・こども園の変遷 77

第1節 計画策定の背景と趣旨

1. 国の動向

わが国の少子化は急速に進行し、平成29年の全国の合計特殊出生率は1.43、大阪府はそれを下回る1.35となっています。個人の価値観やライフスタイルの多様化、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化など、子育ての環境は変化し続けており、妊娠・出産・子育てへの切れ目のない支援の充実が求められています。特に近年では、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大や待機児童の解消等が喫緊の課題となっています。

このような状況を受け、国では、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定し、子ども・子育てに関する新たな支援の仕組みの構築が進められました。新制度では、幼児教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、養育支援などを総合的に推進していくことが掲げられています。

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環である「子育て安心プラン」では、令和元年度末までの2年間で待機児童を解消することを目標に掲げ、遅くとも令和2年度末までの3年間で、待機児童を解消し、その後も待機児童ゼロを維持しながら、令和4年度末までの5年間で女性就業率80%に対応できる32万人分の保育の受け皿整備等を進めていくこととしています。

平成29年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を公表し、共働き家庭等の小1の壁・待機児童を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の両事業の計画的な整備等を推進する方針が示されました。

また、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じる「幼児教育・保育の無償化」が令和元年10月から実施されています。

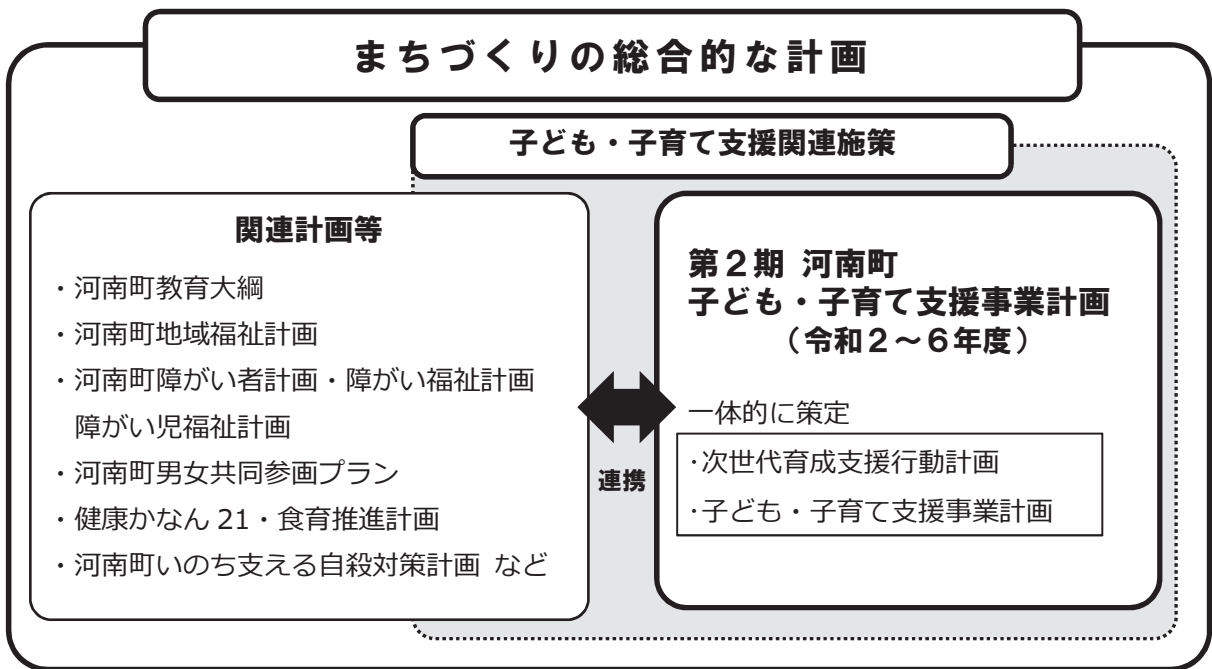
一方、次世代育成支援対策推進法は、平成26年度末までの時限法として制定されましたが、ひとり親家庭への支援を拡充するとともに、社会問題化している子どもの貧困対策に対応するため、母子及び寡婦福祉法を含む、「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」として改正されました。子どもが健やかに生まれ育まれる環境を一層充実させるため、有効期限を10年間延長（令和7年3月31日まで）しています。

さらに、子どもの貧困対策については、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が改正され、市町村においても子どもの貧困対策計画の策定の努力義務とともに、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障、親（保護者）の所得の増大や職業生活の安定と向上等に必要な施策を講じることが明記され、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの貧困対策が総合的に推進されています。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第2条（基本理念）を踏まえ、同法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）に位置づけられるとともに、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」（任意策定）と一体的に策定します。

また、この計画は「まちづくりの総合的な計画」と整合を図るとともに、子どもと子育てを取り巻く保健、医療、福祉、教育などの分野における「河南町地域福祉計画」「河南町障がい者計画」「河南町男女共同参画プラン」「健康かなん21」などの関連計画との整合・連携を図りながら、子ども・子育て支援関連施策を推進していきます。



第3節 計画の対象と期間

この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとします。また、主たる対象は、子どもと親（保護者）（子育て世帯）とします。

この計画の期間は、令和2年度を初年度として、令和6年度までの5年間を計画期間とします。

計画期間中において、社会情勢の変化や国の方針変更等により修正の必要が生じた場合は、見直しを図ります。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	平成				令和					
	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	河南町子ども・子育て支援事業計画							中間年 見直し		
						第2期河南町子ども・子育て支援事業計画				

第2章

河南町の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

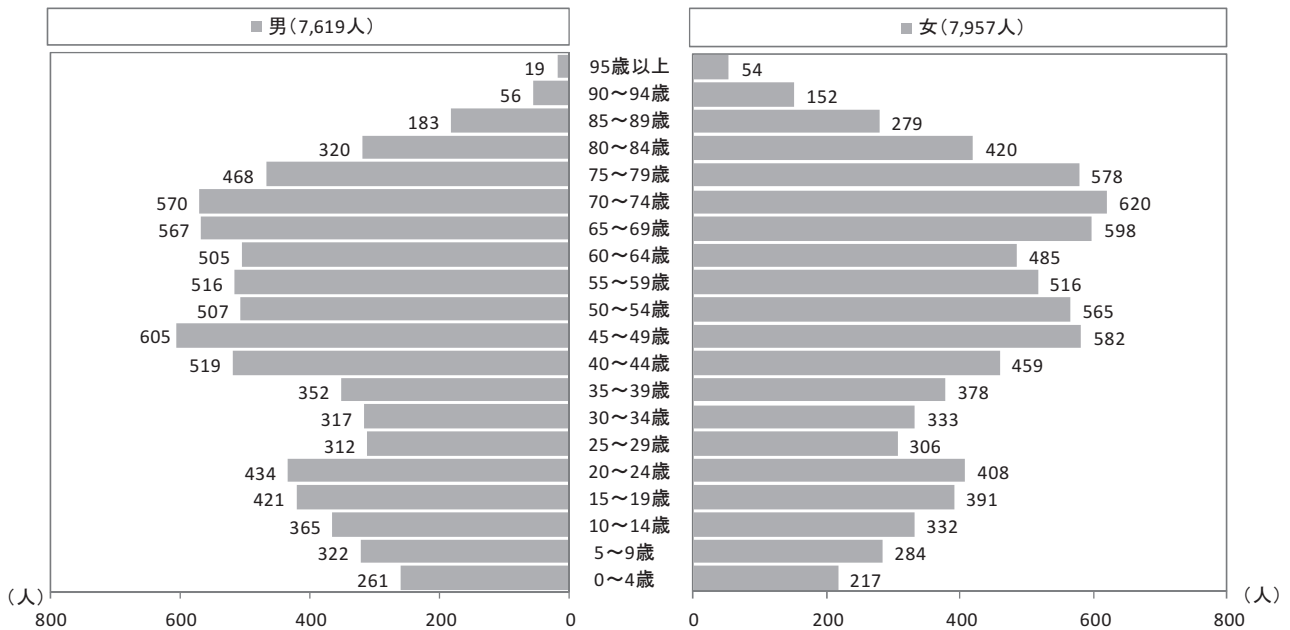
第1節 統計データからみる現状

1. 人口や世帯の状況

① 人口構造

河南町の人口は、平成31（2019）年3月31日現在、男性7,619人、女性7,957人となっています。5歳階級別にみると、男性は45～49歳、女性は70～74歳で最も多くなっています。

図表1 人口ピラミッド

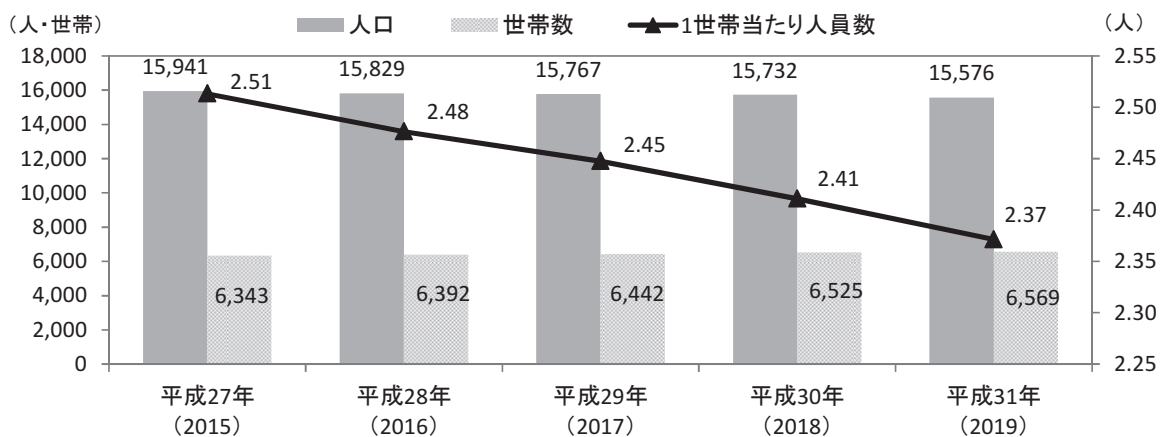


資料：河南町「住民基本台帳人口」（平成31年3月31日現在）

② 総人口・世帯数の推移

河南町の人口は、平成27（2015）年より1万5千人台で推移し、減少傾向にあります。世帯数は増加傾向にありますが、世帯あたり人員数は減少しています。

図表2 総人口・世帯数の推移



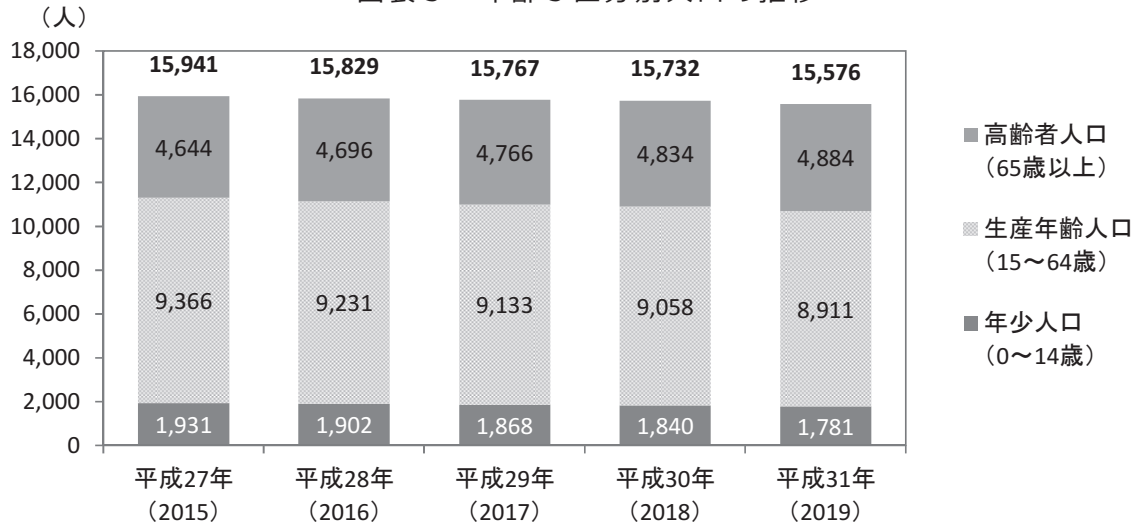
資料：河南町「住民基本台帳人口」（各年3月31日現在）

③ 年齢3区分別人口の推移

河南町の年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方、高齢者人口は増加し続けています。これにともない3区分の構成比も同様の動きを示しています。

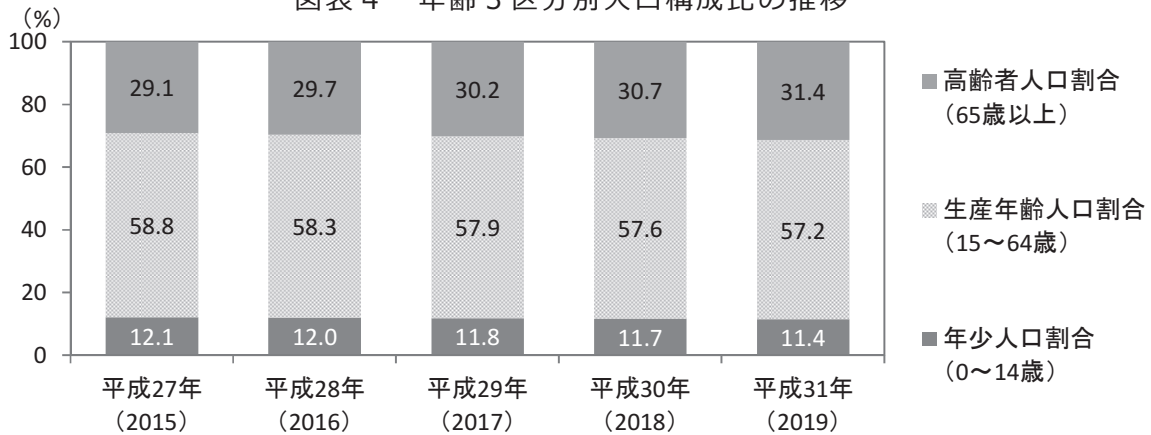
また年少人口を5歳階級別の3区分でみると、「10～14歳」「5～9歳」「0～4歳」の順に多い状態で推移しており、うち「10～14歳」の人口は減少が続いています。

図表3 年齢3区分別人口の推移



資料：河南町「住民基本台帳人口」（各年3月31日現在）

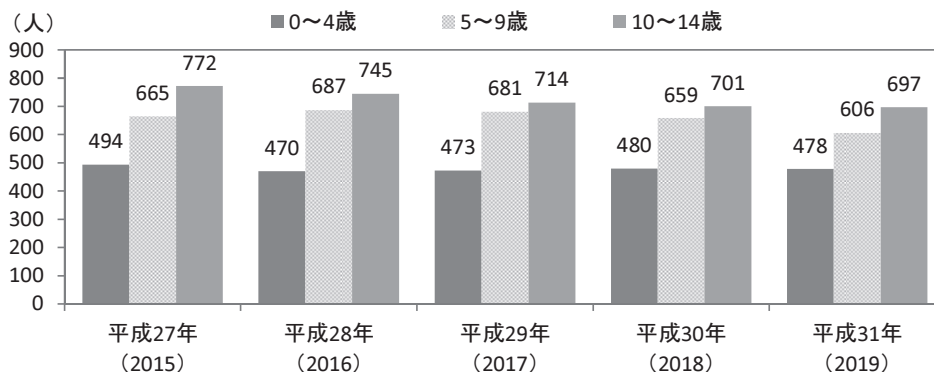
図表4 年齢3区分別人口構成比の推移



資料：河南町「住民基本台帳人口」（各年3月31日現在）

※端数処理のため、割合の合計が100%にならないことがある。

図表5 年少人口（5歳階級別）の推移

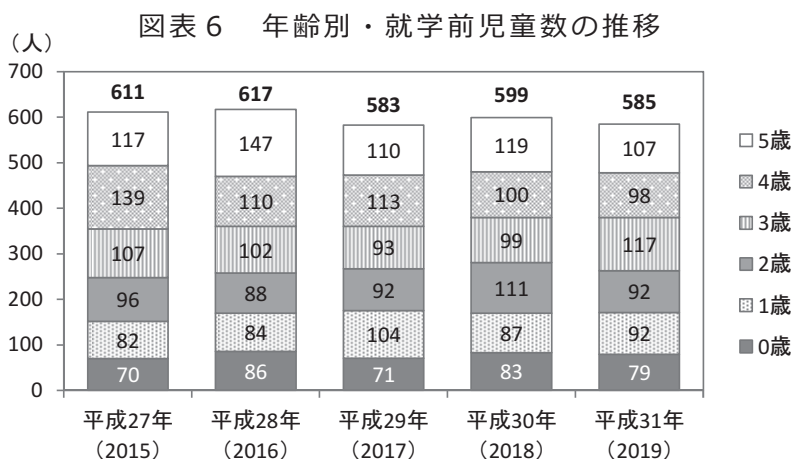


資料：総務省「住民基本台帳人口」（各年1月1日現在）

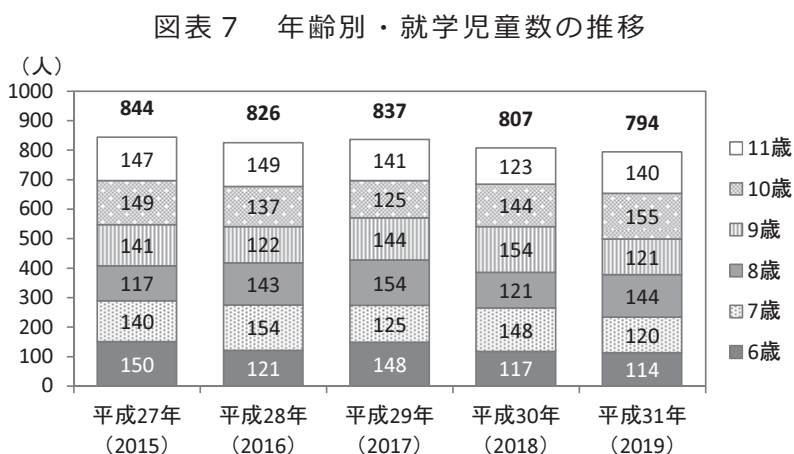
2. 子どもの状況

① 児童人口の推移

河南町の児童人口数の推移をみると、就学前児童、就学児童ともに、年による変動はみられるものの、5年前に比べて減少しています。



資料：河南町「住民基本台帳人口」(各年3月31日現在)



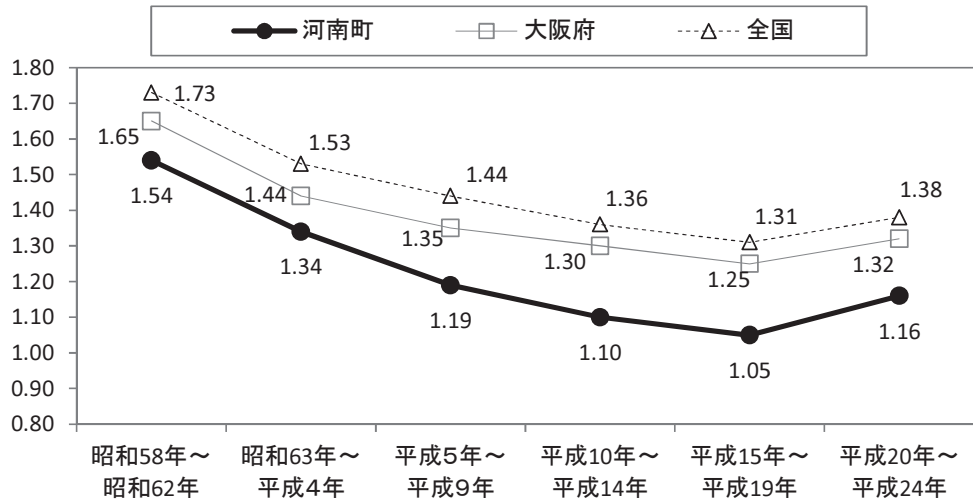
資料：河南町「住民基本台帳人口」(各年3月31日現在)

② 出生の状況

河南町の出生数は、増減を経て、平成 29（2017）年に 65 人となっています。これにより、出生率（人口千人当たりの出生数）は、国や府に比べると低い値で推移しています。

合計特殊出生率※¹については、ベイズ推定値※²の最新値は 1.16 と国や府の値を下回っています。また、河南町における年次の合計特殊出生率は 1.0 前後で推移しており、国や府の値よりも低くなっています。

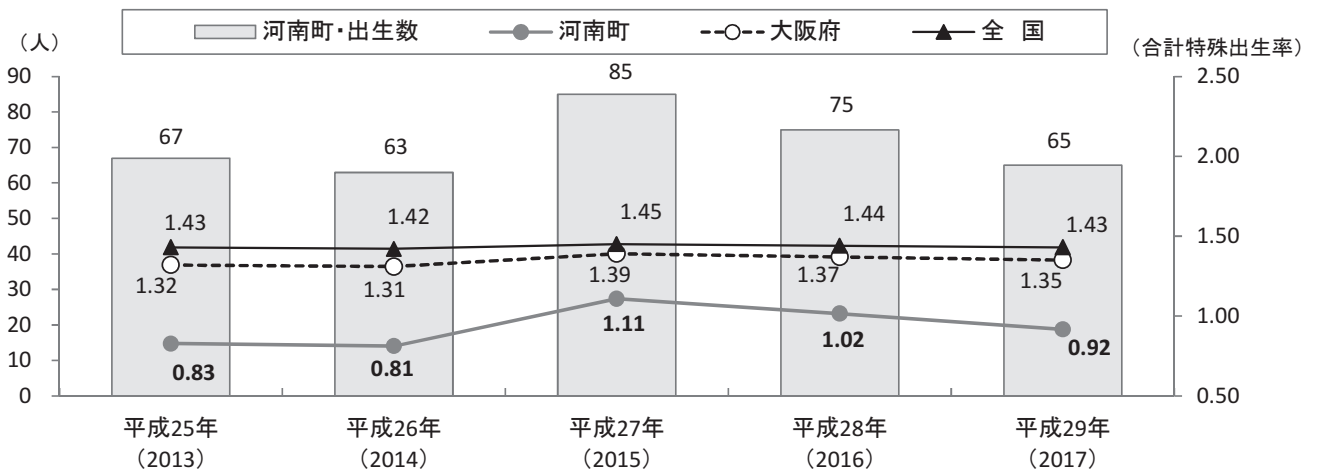
図表 8 合計特殊出生率（ベイズ推定値）の推移



資料：河南町

- ※ 1 合計特殊出生率：15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当する。
- ※ 2 ベイズ推定値：地域間比較や経年比較が可能となるように、観測データ以外の対象に関する情報を推定に反映させる手法。小地域に特有なデータの不安定性を緩和する。

図表 9 河南町出生数・合計特殊出生率（河南町/大阪府/全国）の推移

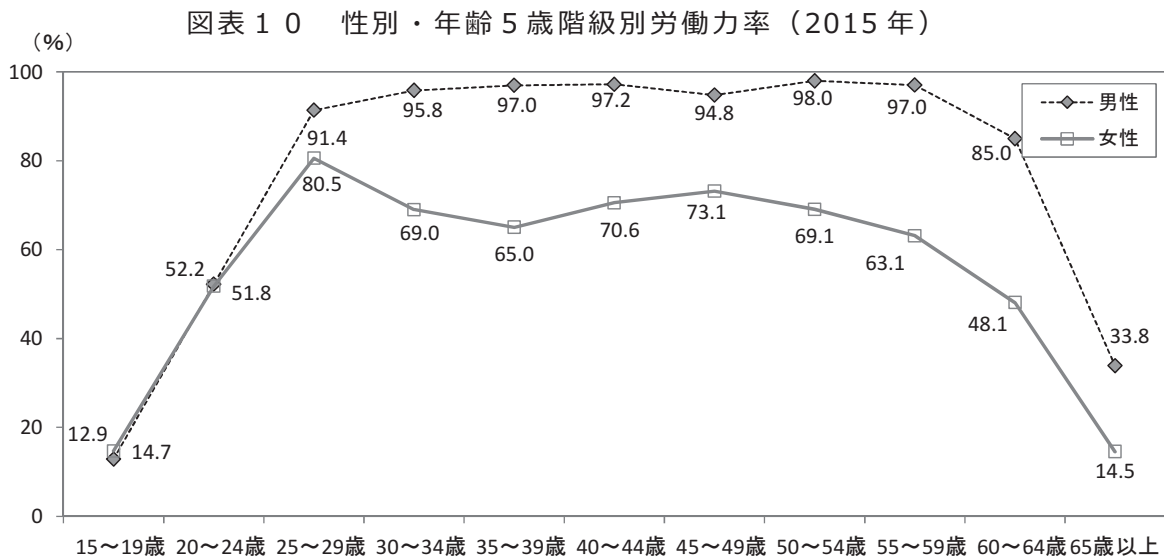


資料：府人口動態統計

3. 就労の状況

河南町の平成 27 年（2015）年の年齢階級別・男女別の労働力率※ 4 を見ると、男性では、25～59 歳にかけて労働力率が 9 割台と一定となっているのに対し、女性では、30～39 歳で労働力率が 6 割台に落ち込んだのち高くなり、50 歳以上から低下していく M 字型カーブを描いています。

女性の年齢階級別の労働力率を大阪府や全国と比較すると、30 歳から 59 歳のすべての年齢階級において、府や国の値よりも低くなっています。

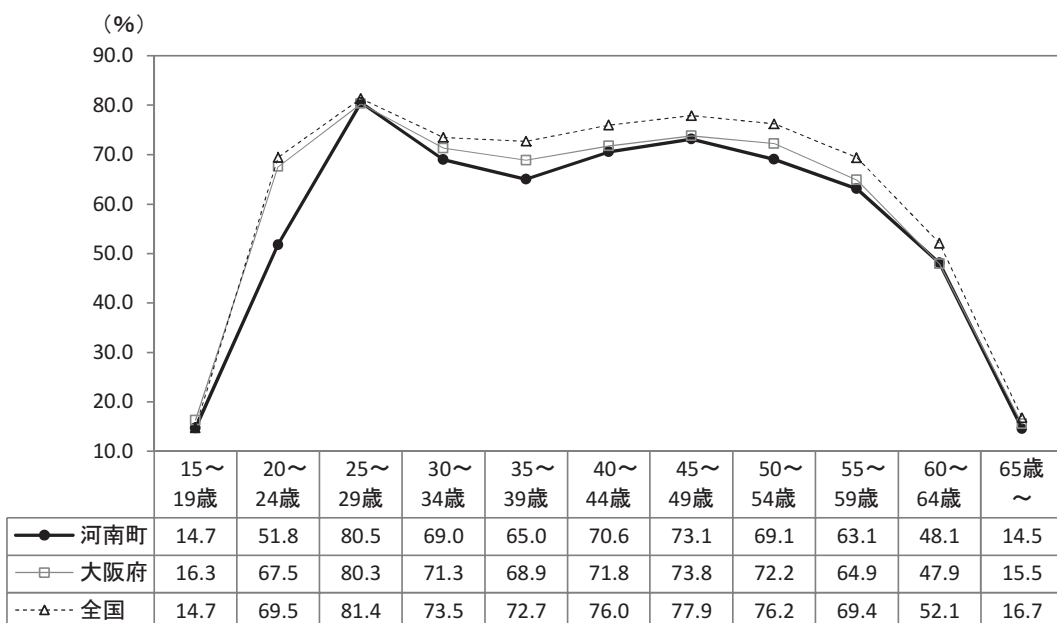


資料：総務省統計局「国勢調査」

※ 3 労働力人口：15 歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの。

※ 4 労働力率：15 歳以上人口に占める労働力人口の割合。労働力状態「不詳」を除いて算出。11 頁参照。

図表 11 女性の年齢階級別労働力率～府・全国との比較～（2015 年）

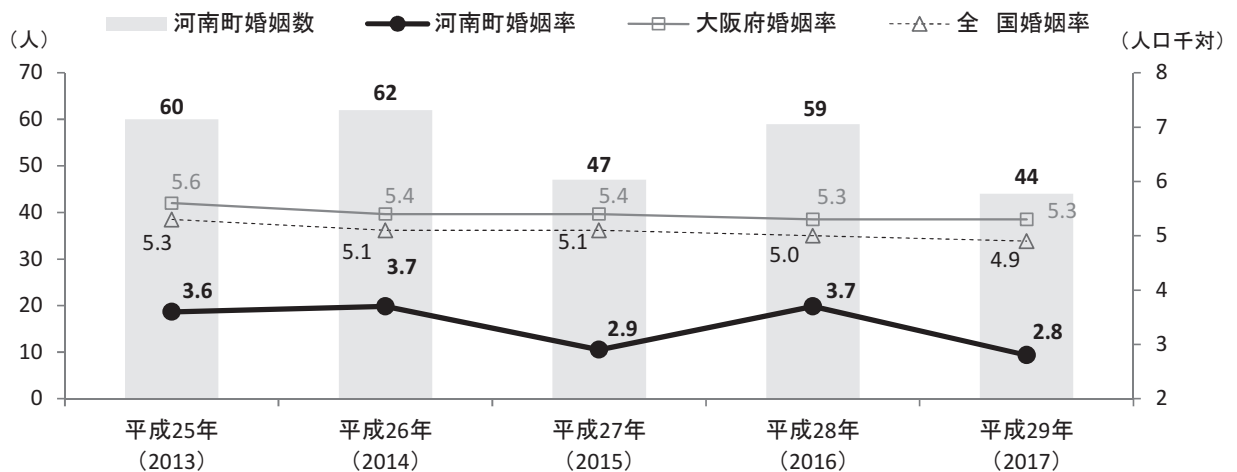


資料：総務省統計局「国勢調査」

4. 婚姻の状況

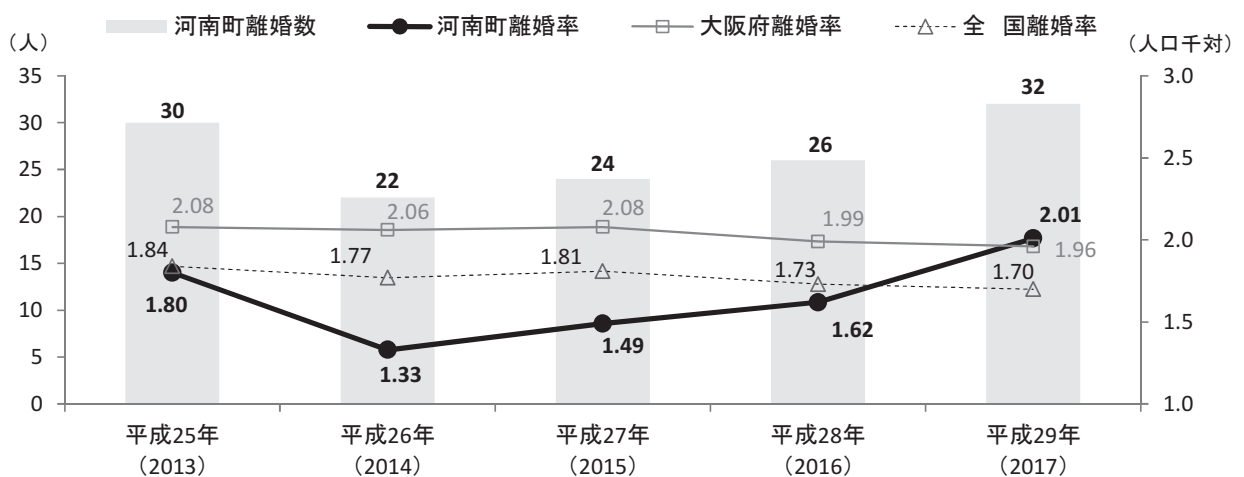
河南町の婚姻数は減少傾向で推移しています。婚姻率は近年、国や府の値よりも低くなっています。離婚数は、年による変動があります。離婚率は、平成 26 (2014) 年度から上昇傾向となっています。

図表 1 2 婚姻数・婚姻率の推移



資料：「大阪府人口動態統計」

図表 1 3 離婚数・離婚率の推移



資料：「大阪府人口動態統計」

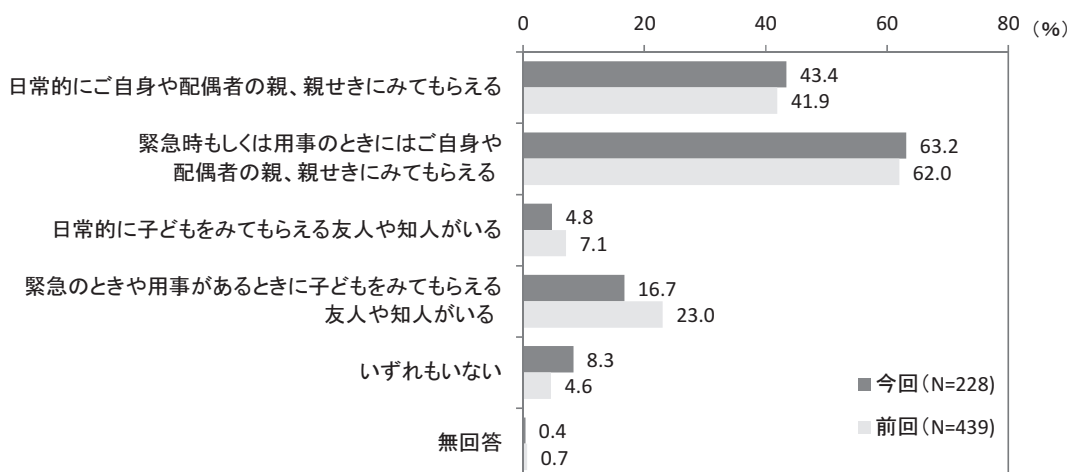
2. アンケート調査の結果（就学前児童）

(1) 子どもと家族の状況

① 子どもをみてもらえる親族・知人

「緊急時もしくは用事のあるときにはご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が63.2%と最も高くなっており、前回調査よりもポイントが上がっています。次いで「日常のご自身や配偶者の親、親せきにみてもらえる」の割合が43.4%、「緊急のときや用事があるときに子どもをみてもらえる友人や知人がいる」の割合が16.7%となっています。

図表 1 4 日頃、子どもを預けられる状況

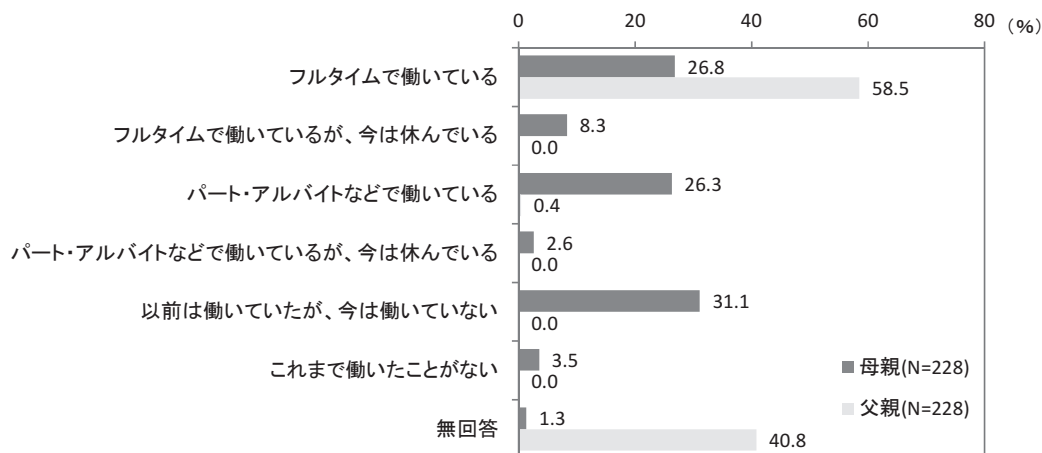


② 母親と父親の就労状況

母親では、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が31.1%と最も高く、次いで「フルタイムで働いている」が26.8%、「パート・アルバイトなどで働いている」の割合が26.3%となっています。

父親では、「フルタイムで働いている」の割合が58.5%と最も高くなっています。

図表 1 5 父母の就労状況



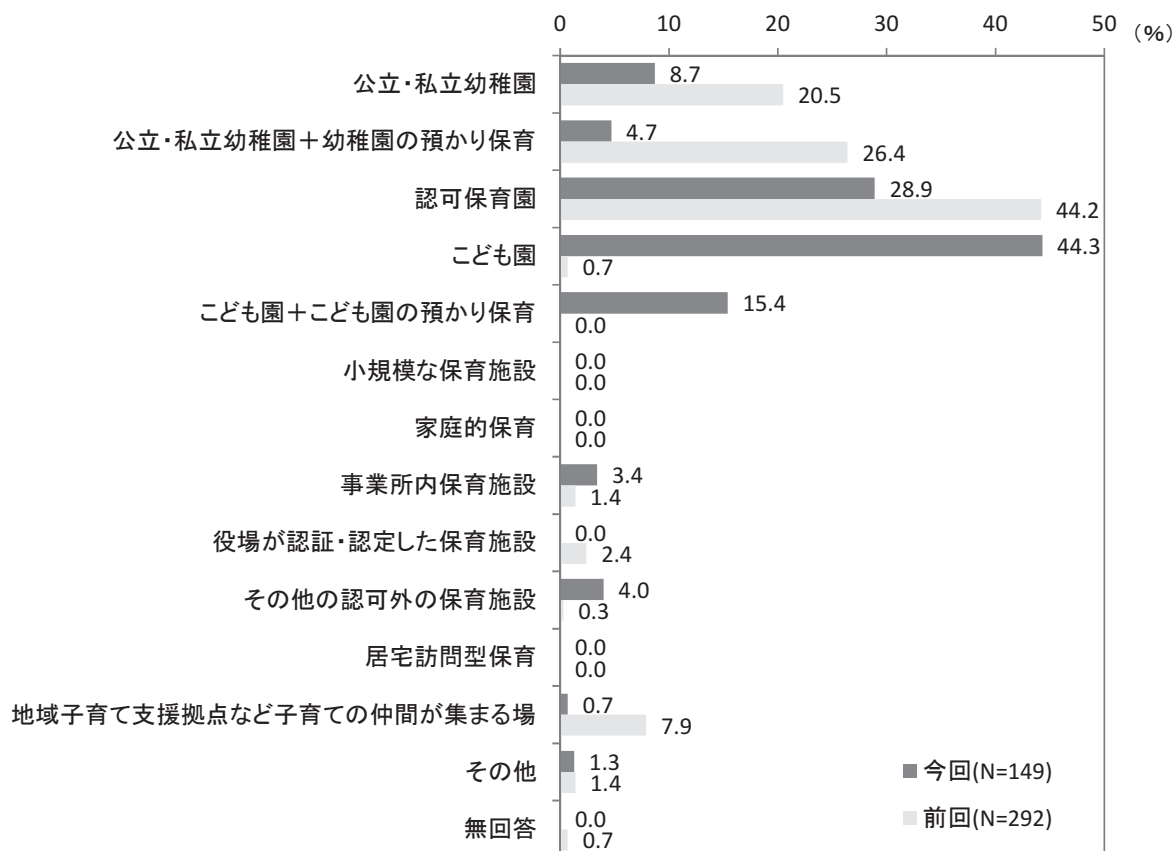
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況を見ると、「こども園」が最も高く44.3%となっており、次いで「認可保育園」が28.9%、「こども園+こども園の預かり保育」が15.4%、「公立・私立幼稚園」が8.7%となっています。

幼保一元化の影響により、前回調査結果とは利用実態が大きく変わっています。

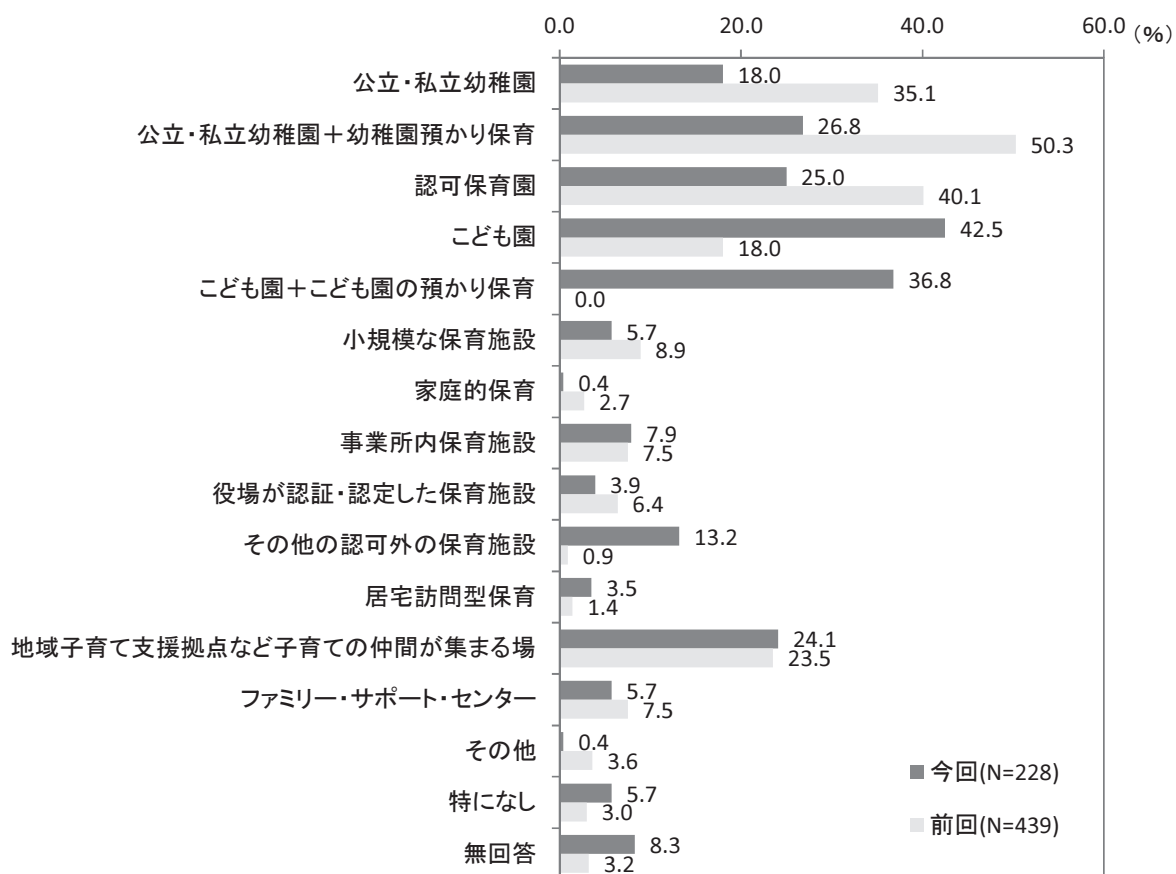
図表 1 6 平日の教育・保育事業の利用状況



② 平日利用したい教育・保育事業

現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「こども園」の割合が最も高く42.5%、「こども園+こども園の預かり保育」が36.8%、「公立・私立幼稚園+幼稚園の預かり保育」が26.8%、「認可保育園」が25.0%などとなっています。

図表 1 7 平日の教育・保育事業の利用希望

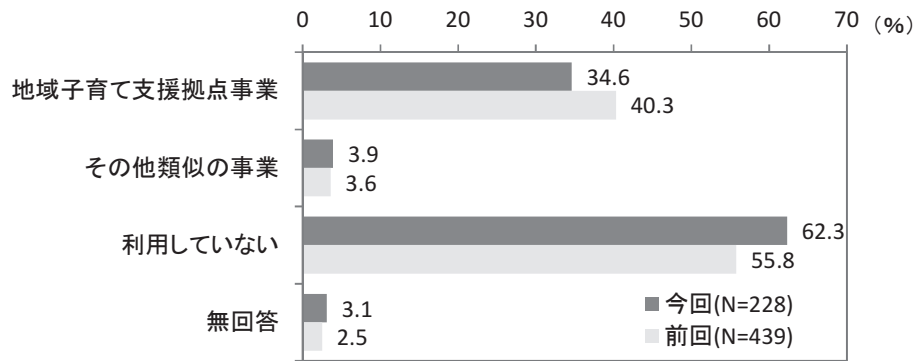


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

地域子育て支援拠点事業を「利用していない」の割合が62.3%、「地域子育て支援拠点事業」を利用している人の割合が34.6%となっています。

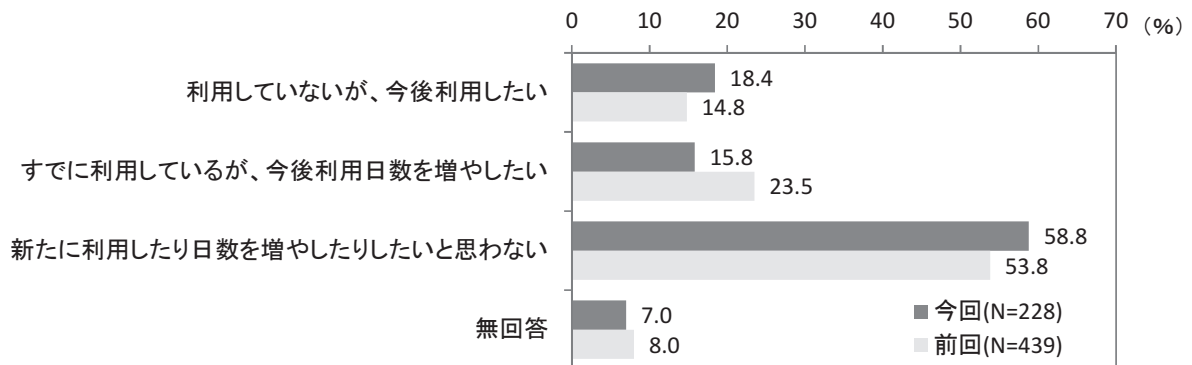
図表 1 8 地域子育て支援拠点事業の利用希望



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

地域子育て支援拠点事業について、「利用していないが、今後利用したい」の割合は18.4%にとどまり、「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」は15.8%と前回調査よりも低下しており、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が58.8%と最も高くなっています。

図表 1 9 地域子育て支援拠点事業の利用希望

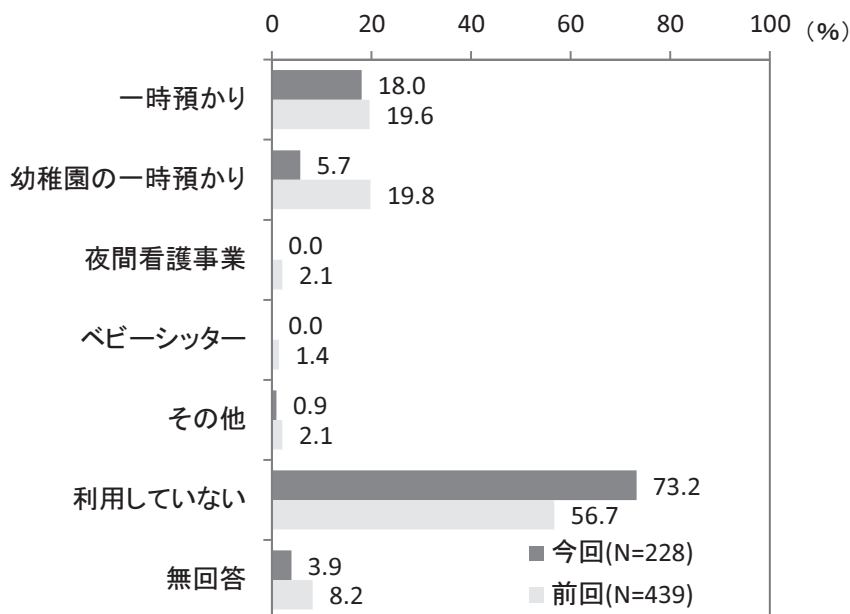


(4) 一時預かり等のサービスについて

① 不定期の教育・保育事業の利用状況

私用、ご自身や配偶者の親の通院、不定期的な仕事などを理由として、子どもを預かるサービスを「不定期的に」利用したかについては、「利用していない」割合が最も高く73.2%となっています。利用のあったサービスのうちでは「一時預かり」が18.0%と最も高く、「幼稚園の一時預かり」が5.7%となっています。

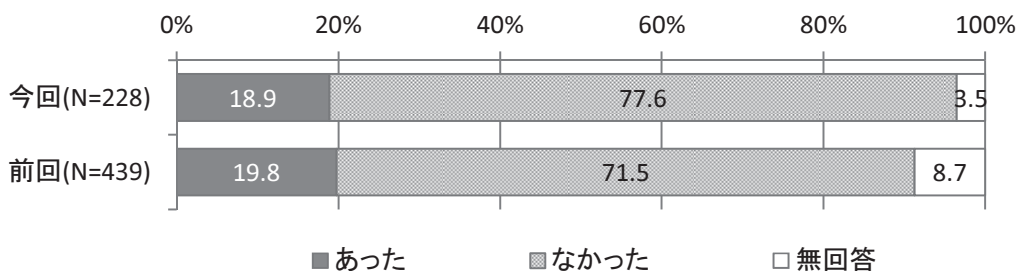
図表 2 0 不定期の教育・保育サービスの利用状況



② 宿泊をともなって子どもを預ける機会の有無

この1年間に、冠婚葬祭、家族の病気などの親（保護者）の用事により、お子さんを「泊りがけ」で家族以外にみてもらわないといけないことがあったかについては、「あった」が18.9%、「なかった」が77.6%となっています。

図表 2 1 宿泊をともなって預かってもらう状況の有無

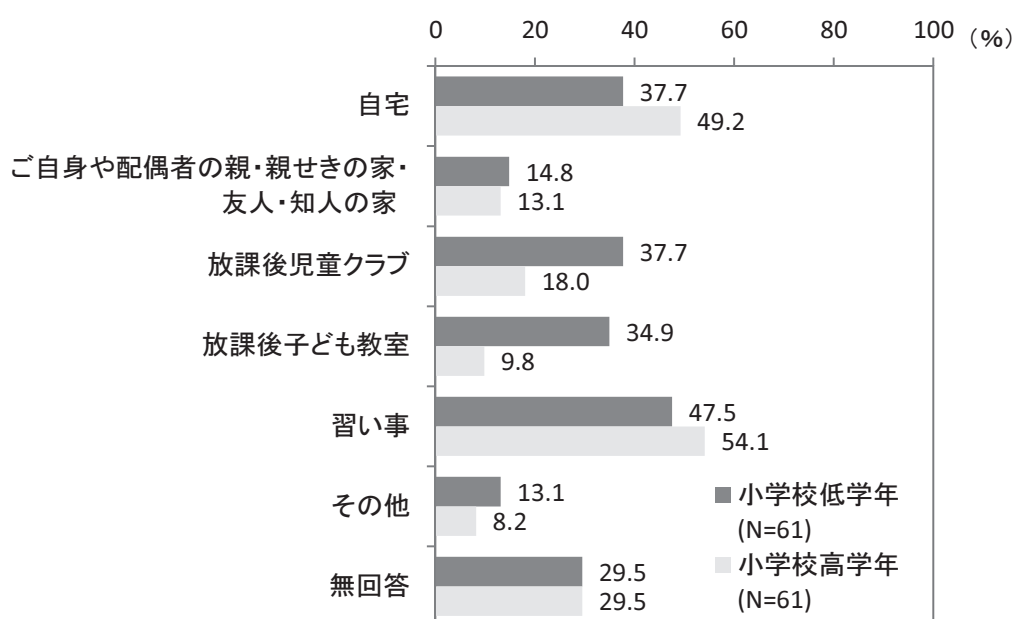


(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

お子さん（5歳以上）について、小学校にあがってからの放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかたずねたところ、低学年（1～3年生）のうちは「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が47.5%と最も高く、次いで「自宅」と「放課後児童クラブ」が同率37.7%、「放課後子ども教室」が34.9%となっています。

高学年（4～6年生）になると、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾など）」の割合が54.1%と最も高く、次いで「自宅」が49.2%となっており、これらは半数前後の回答を得ています。一方で、「放課後児童クラブ」が18.0%、「ご自身や配偶者の親・親せきの家・友人・知人の家」が13.1%、「放課後子ども教室」が9.8%と1～2割程度の回答ながら、ニーズのある状況となっています。

図表 2 2 就学後の放課後の過ごし方



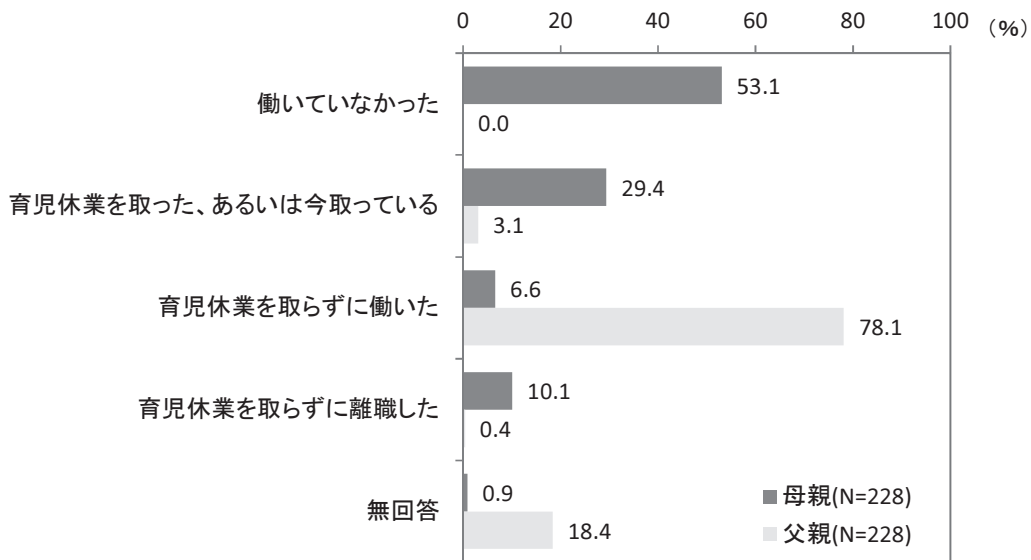
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

育児休業を取った、あるいは、今取っている母親では29.4%、父親は3.1%となっています。

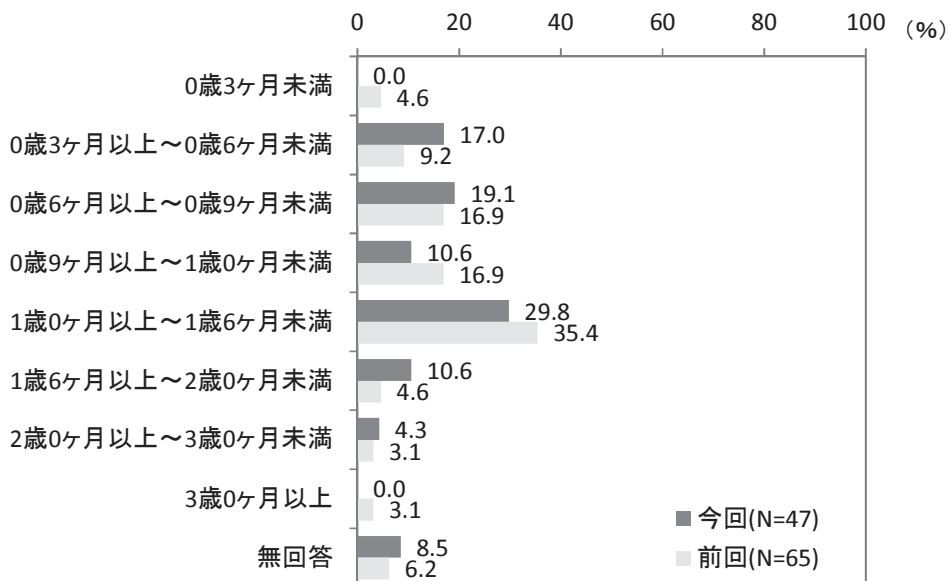
母親の取得状況（職場復帰したときの子どもの年齢）をみると、「1歳0ヶ月以上から1歳6ヶ月未満」の割合が29.8%と最も高く、次いで「0歳6ヶ月以上から0歳9か月未満」が19.1%、「0歳3ヶ月以上～0歳6ヶ月未満」の割合が17.0%となっています。

また、母親の「育児休業を取らずに働いた理由」として、「仕事が忙しかった」（26.7%）、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（20.0%）などがあげられ、「育児休業を取らずに離職した理由」として、「仕事に戻るのが難しそうだった」と「子育てや家事に専念するため」と「職場に育児休業の制度がなかった」が同率30.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が21.7%となっています。育児休業を取らなかった場合、就労継続よりも、離職の道を選ぶ傾向が高いことがうかがえます。

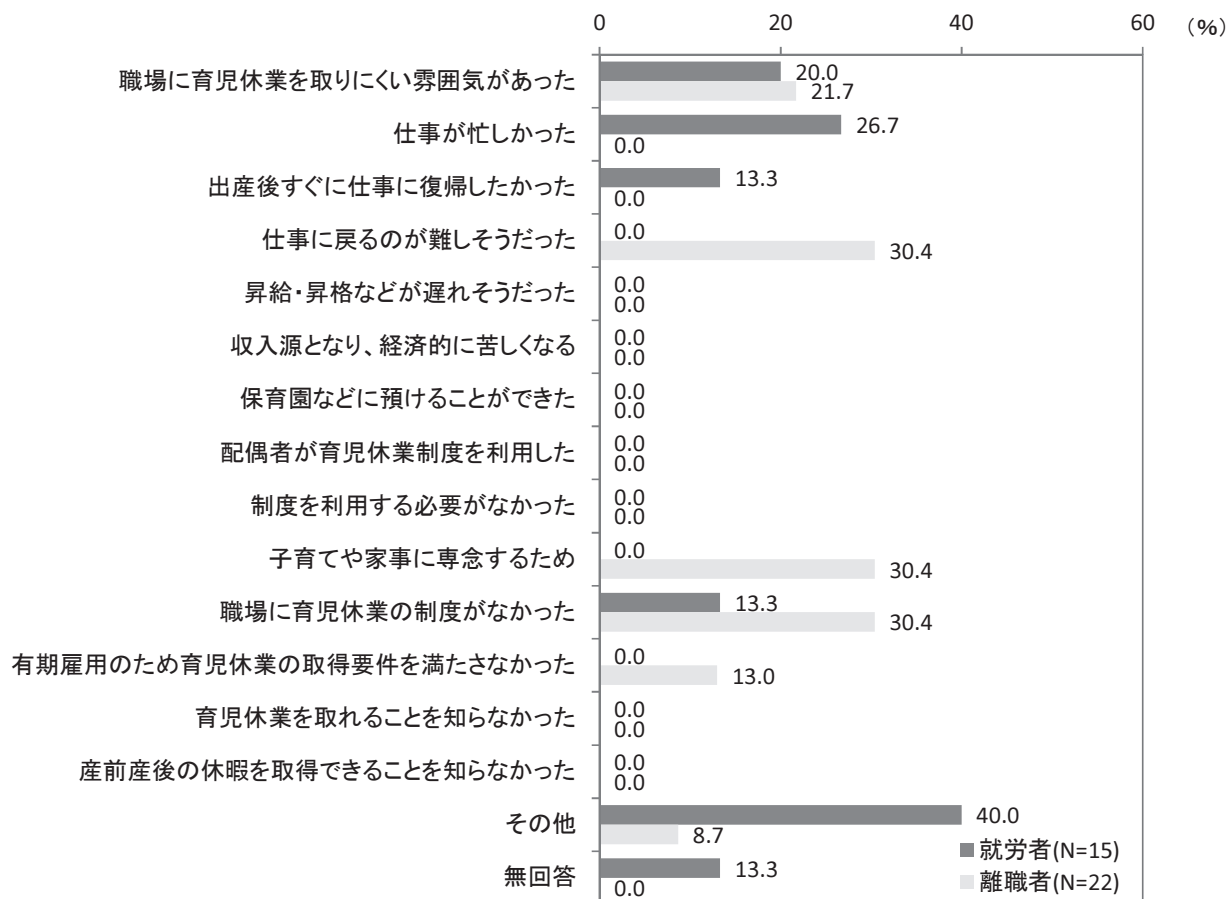
図表 2 3 育児休業の取得状況



図表 2 4 母親の育児休業の取得期間（職場復帰時の子どもの年齢）



図表 2 5 育児休業を取らなかった理由

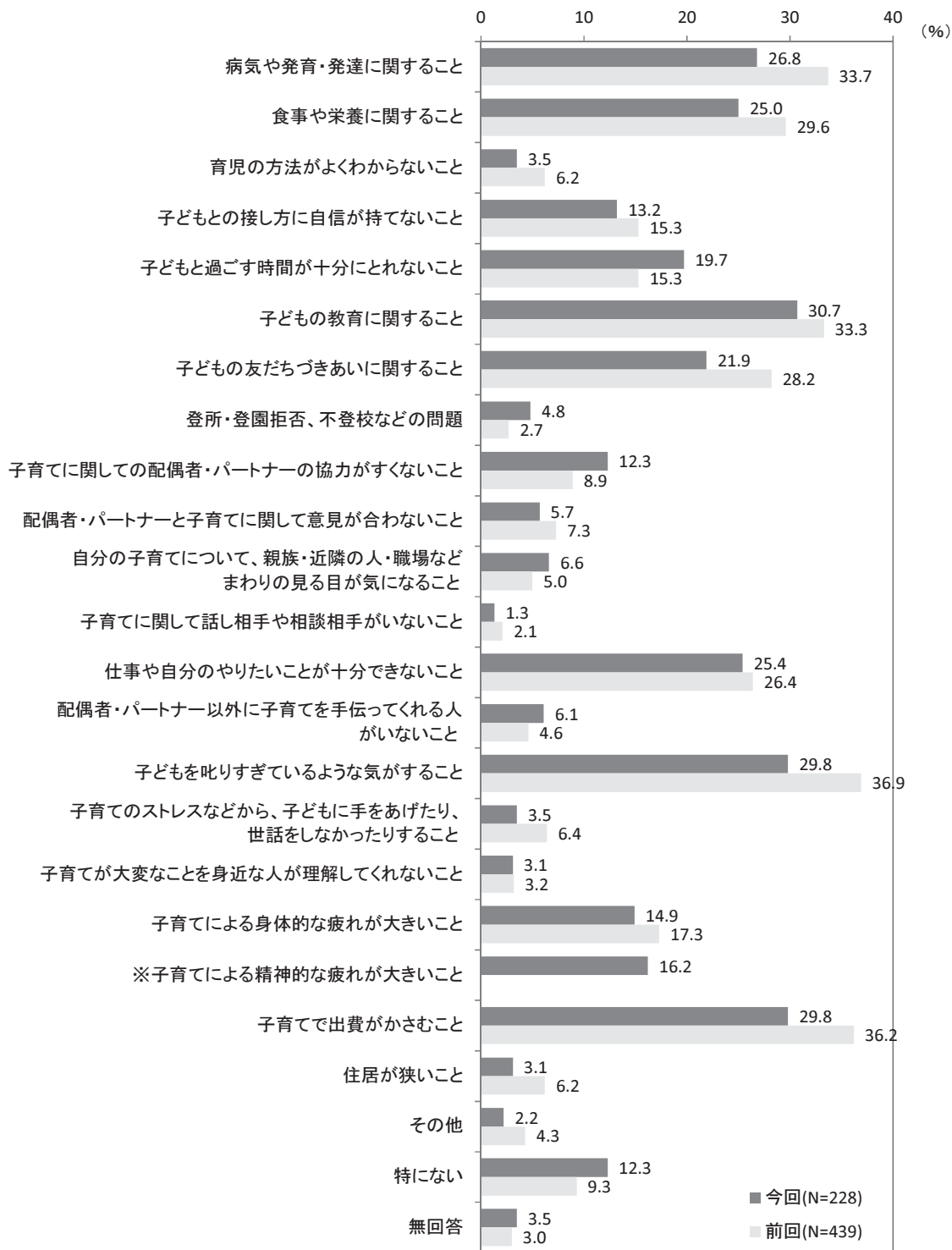


(7) 子育て全般について

① 子育てで不安や負担と感ずること

子育てに関して、不安や負担などを感じることは、「子どもの教育に関すること」の割合が最も高く30.7%、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」が29.8%、「病気や発育・発達に関すること」が26.8%、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」が25.4%などとなっています。

図表 2 6 子育ての不安・負担

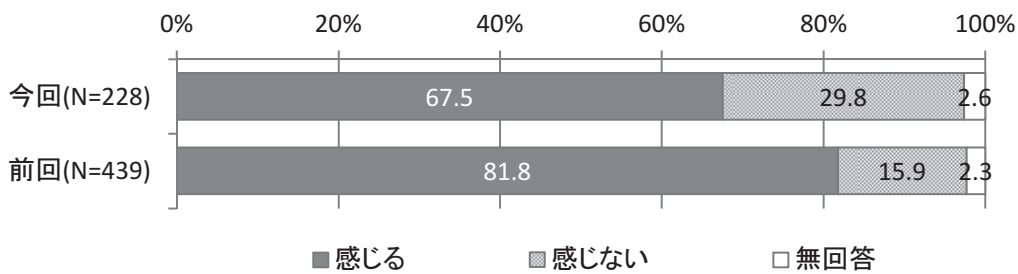


※「子育てによる精神的な疲れが大きいこと」は今回調査のみの項目

② 地域の子育て支援

自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるかについては、「感じる」の割合が67.5%、「感じない」の割合が29.8%となっています。前回調査結果（「感じる」が81.8%）と比べると、地域で支えられている実感は低下しているといえます。地域での人間関係の希薄化が進んでいる背景が浮かび上がります。

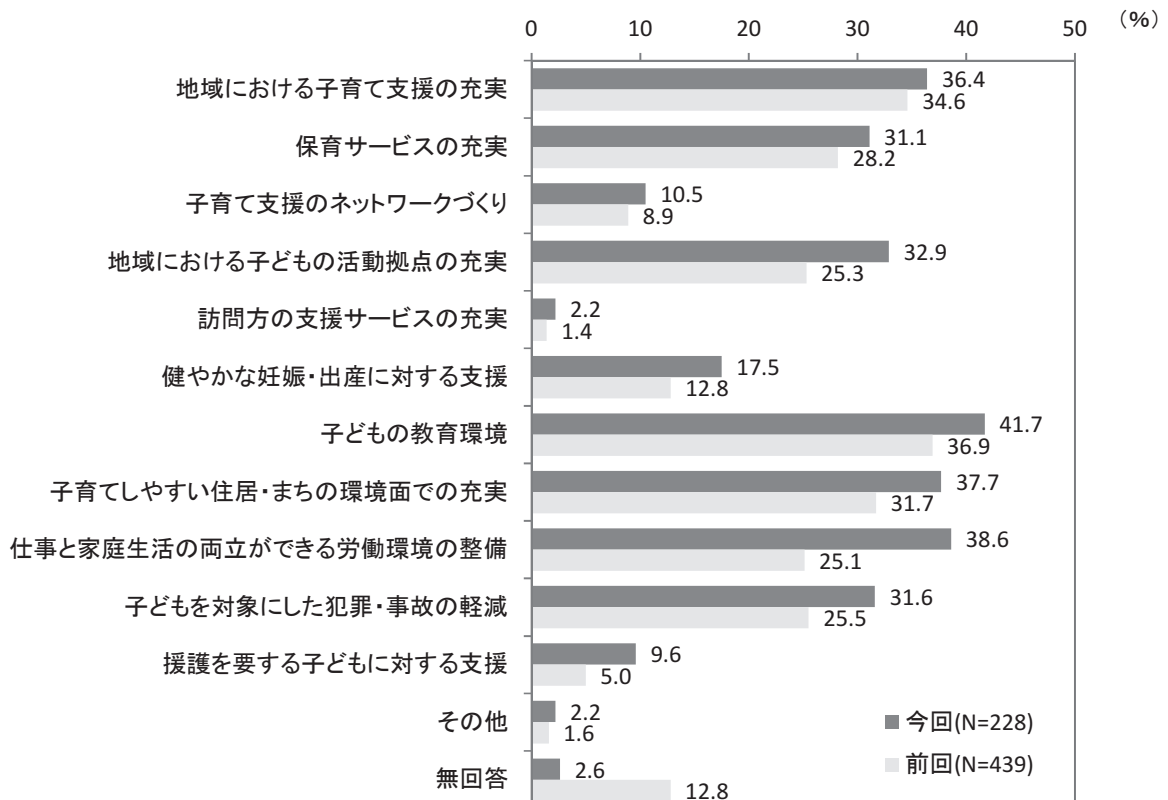
図表 2 7 自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じるか



③ 子育てに有効な・支援・対策

子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについては、「子どもの教育環境」の割合が41.7%と最も高く、次いで「仕事と家庭の両立ができる労働環境の整備」が38.6%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が37.7%「地域における子育て支援の充実」が36.4%などとなっています。

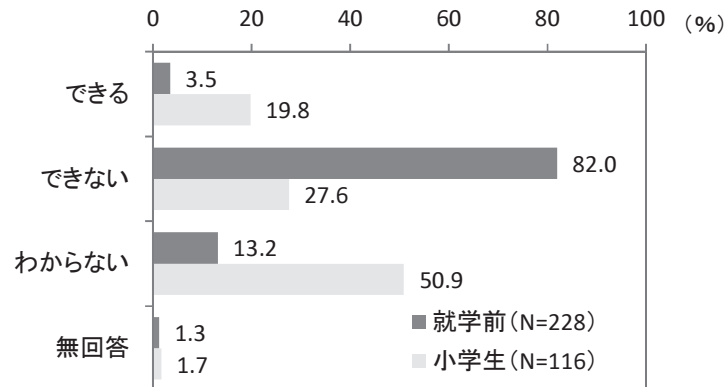
図表 2 8 有効な子育て支援



④ 災害時の避難などについて

災害時に子どもがひとりで避難できるかについては、就学前で「できる」は3.5%にとどまり、「できない」が82.0%となっており、親（保護者）等がそばにいる必要がうかがえます。小学生では、「できる」割合は19.8%ですが、「できない」のほうが27.6%と高くなっています。また「わからない」が50.9%となっており、想定できない状況がうかがえ、災害時訓練等が課題となります。

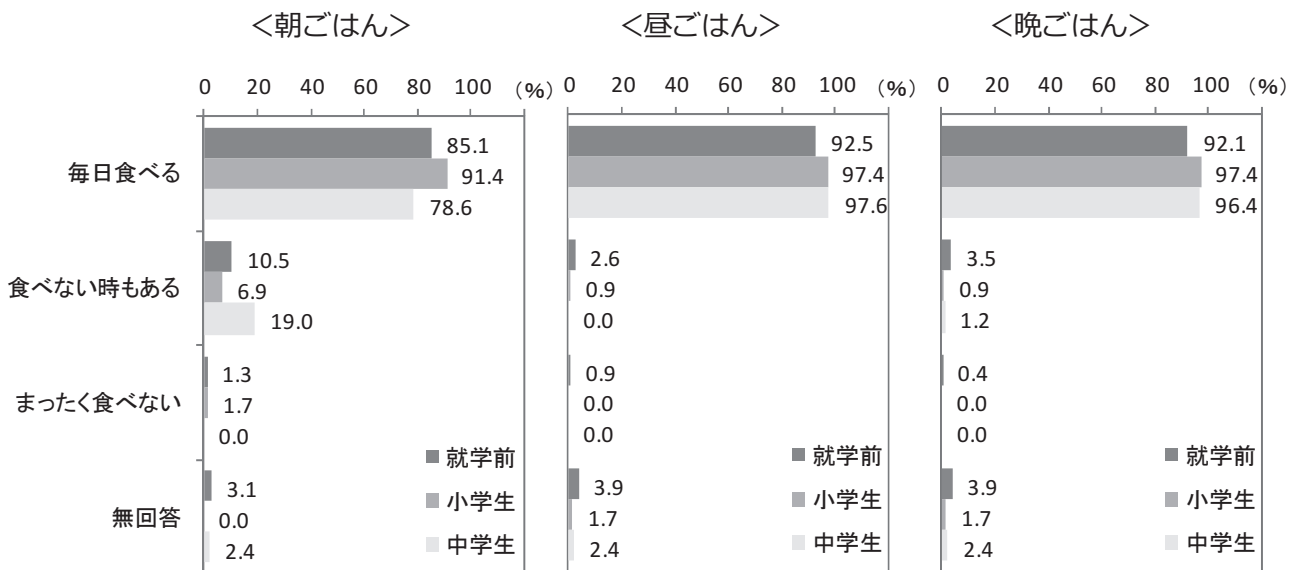
図表 2 9 災害時に子どもひとりで避難できるか



⑤ 子どもの食生活

子どもの食生活について、朝・昼・晩の食事の摂取状況をみると、昼ごはん、晩ごはんは、就学前、小学生、中学生すべて「毎日食べる」が9割以上となっていますが、朝ごはんは「毎日食べる」が就学前で85.1%、中学生で78.6%となっています。中学生では、朝ごはんを「食べない時もある」が19.0%と2割近くであり、規則正しい食生活についての普及啓発が課題となります。

図表 3 0 子どもの食事摂取状況



(4) 子育てに対する意識について

子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じていますか（問25）については、「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」の割合が最も高く41.4%、次いで「子育てしやすい住居・まわりの環境面での充実」が38.8%、「子どもの教育環境」が37.9%となっており、親（保護者）や子どもを取り巻く環境整備が有効と感じています。また、「援護を要する子どもに対する支援」も12.1%となっています。

(5) 災害時の避難などについて

お子さんは、火事や地震などの災害時にひとりで避難できますか（問29）については、「わからない」の割合が50.9%と半数を占めており、「できない」の割合も27.6%となっています。

災害時に、家族が不在の場合、近所にあなたのお子さんを助けてくれる人はいますか（問30）については、「いない」の割合が12.1%、「わからない」の割合が39.7%となっており、合わせて半数以上を占めています。



第3節 第1期計画における取組み状況の総括と課題

1. 第1期計画における取組み状況の総括

基本目標1：子どもが健やかに育つ環境づくり

(1) 子どもの権利を守るための環境整備

第1期計画では、子どもの人権を守る環境づくりのため、人権尊重の意識の醸成、関係機関との連携による児童虐待防止対策の充実、相談体制の充実に取り組んできました。

平成31年度（令和元年度）からは、いじめ問題をはじめとするさまざまな問題について、子どもやその親（保護者）が気軽に相談できる総合窓口（子ども家庭総合支援拠点）を設置し、子ども家庭支援員が相談内容に応じ、関係機関につなげるなどの対応に努めています。

第2期計画においても、児童家庭相談援助や子育て相談（子育てセンター事業）などにおいて、支援が必要な家庭に適切なサービスや支援を結びつけるなど、さらなる子育て支援サービスの充実の取り組みを推進します。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備

第1期計画では、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備を図るべく、次代の親（保護者）の育成、幼児・児童教育の充実及び環境整備、家庭や地域の教育力の向上を推進してきました。

第2期計画では、第1期計画を継承し、事業の継続と充実を目指すとともに、新規事業として、幼児教育・保育等の質の確保及び向上を図るため、幼児教育アドバイザーの育成・配置や小学校との接続を意識した取り組みの強化を実施します。

(3) 子どもと母親の健康の確保

第1期計画では、子どもと母親の健康の確保のため、母子の健康維持・増進、食育の推進、思春期保健対策の充実、小児保健医療対策の充実をめざし、事業を展開してきました。

現状では、健康診査などの受診率は高い水準を維持しています。

第2期計画においても、特に母子保健サービスの充実及び小児医療体制の整備は継続して推進していく必要があります。

基本目標2：子育て家庭の不安や負担を取り除く環境づくり

(1) 男女がともに協力しあう子育ての啓発

第1期計画では、男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業、男女共同参画講座「男性子育て教室」や両親が等しく妊娠・出産・育児に関する知識・技術の習得が行える場として両親マタニティ教室を開催してきました。

第2期計画においては、第1期計画の施策を継続し、より多様化が見込まれる働き方の見直しを行い、男性の育児への参加や仕事と子育ての両立を推進していきます。

(2) 支援を必要とする子どもやその親（保護者）を支える環境整備

第1期計画では、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭など、特別な支援を要する家庭に対してさまざまな支援を実施してきました。

現状として、支援を必要とする子どもやその親（保護者）は増加傾向にあります。

第2期計画においても、経済的な支援や支援体制の充実に取り組むとともに、新たに「子どもの貧困対策」として、貧困が世代を超えて連鎖することがないように、子どもの権利の尊重や教育の機会均等の保障につながる取り組みに努めます。

基本目標3：子育てにやさしい環境づくり

(1) 地域の子育て環境の整備

第1期計画では、子育てセンター（おやこ園）での支援サービス・イベントの実施や、子育てに関する情報提供、延長保育事業や障がい児保育事業といった多様な保育サービス及び子どもの居場所づくりの充実、また「子育てネットワーク・河南」を通じて子育て支援のネットワークづくりを推進し、家庭だけでなく、社会全体で子育てを支えるために、地域における子育て環境の整備に努めました。

第2期計画においても、第1期計画の施策を継続し、家庭ではできない体験を親子で楽しめる場所として子育てセンター（おやこ園）事業に取り組み、多様な保育サービスをより一層充実できるよう推進していきます。

(2) 子どもがのびのび育つ安心・安全な環境の整備

第1期計画では、子どもの成長に寄与する安全・安心な環境の整備のため、子どもの安全の確保のための「子ども110番」運動の推進や青色防犯パトロールの実施、子育てに配慮した地域環境の整備として出生記念樹の配布や公園の整備に取り組んできました。

また、安心して子育てができるよう、各種手当の交付や第2子以降の保育料を全額補助するなど子育て世帯の経済的な負担軽減を図りました。

令和元年10月からは、国の幼児教育・保育の無償化に伴い、実費徴収となった副食費の全部または一部を補助する制度を開始し、更なる充実に取り組んでいます。

安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環としては、子ども医療費助成の対象の拡充を図り、あわせて、22歳までの医療費助成制度「かなん医療・U-22」を創設しました。

第2期計画においても、引き続き施策を継続し、新たに特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部助成に取り組んでいきます。

2. 調査結果の総括と課題

アンケート結果や統計データ等を踏まえ、以下の特徴と課題をあげます。

特徴	根拠となる調査結果	課題と方向性
年齢が低くなるほどに少ない人口	・年齢別の児童人口では0歳が最も少ない傾向にある。	●全国的に少子化が進むなか、本町で安心して生み育てられる環境づくり
人・知人よりも親族に頼る傾向の高まり	・子どもを預けられる状況として、「緊急時・用事の際は親・親戚」43.4%、「日常的に親、親戚」63.2%の一方、「緊急時・用事の際は友人・知人」16.7%、「日常的に友人・知人」4.8%。 ・「いずれもない」が8.3%	●血縁のみならず、地域の子育て力による「地縁」の支援による仕組みづくり
就労の高まり	・フルタイム休職者、パート・アルバイト休職者は、父親でともに0.0%、母親でそれぞれ8.3%、2.6%と低い。	●保育環境の充実と、母親の就労支援 ●育児と仕事の両立支援
保育需要の高まりと多様化	・平日の教育・保育事業の定期的な利用意向について、「こども園」が42.5%（前回18.0%）と上昇。 ・預かり保育や認可保育園、公立・私立幼稚園などにもニーズあり。	●こども園の総合的な整備 ●多様な保育ニーズに対応する施設・サービスの整備
放課後児童クラブ等のニーズ向上	・小学校入学後の放課後の過ごし方では、「放課後児童クラブ」が37.7%（前回18.0%）、「放課後子ども教室」が34.9%（前回9.8%）。	●放課後児童対策等の充実に向けた、就学児童の居場所の確保
子育て世代の不安・負担の軽減	・子育てで感じる不安・負担で、「子どもを叱りすぎているような気がする」と、「子育てで出費がかさむこと」がともに29.8%。	●親（保護者）のケア・相談支援体制の充実 ●子育て世代への経済的支援
地域での支援の低下	・自身の子育てが、地域の人に支えられていると感じる割合が前回調査の81.8%から67.5%へと低下。	●地域力の向上 ●家事・育児支援事業（外部サービス化等）の推進
災害時対策	・災害時に子どもひとりでの避難が「できない」との回答は、就学前で82.0%、小学生で27.6%。	●災害時を想定した支援の仕組みづくり ●防災訓練の実施
有効な子育て支援	・有効な支援の上位項目は、「子どもの教育環境」「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」「地域における子育て支援の充実」など。	●多様なニーズを踏まえ、住民にとって有効な施策の充実



第1節 基本理念

第1期計画の基本理念を継承し、豊かな自然の中、子どもたちの元気な声と笑顔があふれ、子育てしやすいまちづくりの実現を目指していきます。

みどりのなか、子育てと、
子どもの笑顔をつなぐまち



第2節 基本的な視点

● 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望です。そのためにも、子どもは、家族の愛情の下に養育され、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら成長を遂げていくことが必要です。

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す取り組みを進めます。

● 親（保護者）としての育ちの視点

子ども・子育て支援とは、親（保護者）が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、親（保護者）が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、子どものより良い育ちを実現することに他なりません。そのために、親（保護者）としての自覚と責任と誇りを高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、親（保護者）の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力を高めます。

● 地域で子育てを支援する視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。地域の実情を踏まえ、子どもの育ちにとってより良い環境づくりのために地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりに取り組みます。



第3節 基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を定め、諸施策の取り組みを推進します。

基本目標1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることを踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校の教職員が教育・保育に対しての相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるようにします。

家庭は子どもにとって生活拠点であり、成長のための大切な場所となります。妊娠、出産、乳幼児期における母子の健康を確保し、すこしでも子育て家庭の負担が軽減できるよう取り組みを推進します。

基本目標2 安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることもできる環境づくり

子育て家庭やその親（保護者）が抱える不安や負担が、児童虐待につながる要因のひとつであることが指摘されています。それらの不安や悩みを解決する場や、機会をつくることが重要です。親（保護者）が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられるよう、多様なニーズに柔軟に対応できる子育てをめぐる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」がとれる働き方を支援する取り組みを推進します。

また、ひとり親家庭や障がいを持った子どもといった配慮が必要な子どもの特性に合わせた総合的な支援を充実し、安心して地域で生活できる取り組みを進めます。

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり

子どもは社会を構成する一員であり、心身ともに健やかに育むためには、家庭はもちろんのこと、地域・企業・行政をはじめ、社会全体がそれぞれの立場における機能を発揮して、その責任を担いながら子育てを支えていくことが重要となります。

地域の中で子どもや子育て家庭が安全・安心に生活することができるよう、環境を整備することが求められています。子どもの笑顔がたくさんあふれ、子育て家庭の親（保護者）に「河南町で子育てをしてよかった」と思ってもらえるような、子育てにやさしい地域環境づくりを推進します。



第4節 施策の体系

基本目標	施策の方向	基本施策
1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり	(1)子どもの人権を守る環境整備	①人権尊重意識の醸成 ②関係機関連携による児童虐待防止対策の充実 ③相談体制の充実
	(2)子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備	①次代の親（保護者）の育成 ②幼児、児童教育の充実及び環境整備 ③幼児教育・保育等の質の確保及び向上 ④家庭や地域の教育力の向上
	(3)親（保護者）と子の健康の確保と増進	①妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援 ②母子の健康維持、増進 ③食育の推進 ④思春期保健対策の充実 ⑤小児保健医療対策の充実
2 安心して子どもを産み育て、子育てに喜びを感じることのできる環境づくり	(1)ともに協力しあう子育ての啓発	①多様な働き方や働き方の見直し ②仕事と子育ての両立の推進
	(2)支援を必要とする子どもやその親（保護者）を支える環境整備	①ひとり親家庭などの自立支援の充実 ②障がいのある子どもの支援体制の充実 ③子どもの貧困対策の推進 ④外国につながる子どもへの支援
3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり	(1)地域の子育て環境の整備	①地域における子育て支援サービスの充実 ②子育てに関する情報提供の充実 ③多様な保育サービスの充実 ④子どもの居場所づくりの推進 ⑤子育て支援のネットワークづくり
	(2)子どもがのびのび育つ安全・安心な環境の整備	①子どもの安全の確保 ②子育てに配慮した地域環境の整備 ③経済的負担の軽減

第4章

施策の展開

基本目標 1 すべての子どもが健やかに育つための環境づくり

(1) 子どもの人権を守る環境整備

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えます。育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大します。また、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。

① 人権尊重意識の醸成

事業名	事業内容	方向性	担当課
CAP プログラム事業	CAP とは Child Assault Prevention(子どもへの暴力防止)からとられ、子どもおとなも自分と他者の人権の重さと大切さを知ることにより、いじめや虐待などの暴力をゆるさない社会をつくるための教育プログラムで、平成 10 年度から町立小学校の 3 年生とその親(保護者)、さらに平成 19 年度からは町立中学校の 1 年生を対象に加えて事業を実施しています。	継続	教育課
人権教育推進事業	一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、自らの課題として考え、すべての人々の自立と自己実現が図られるよう、啓発や学習機会を提供するため、人権週間に併せて、人権映画会を実施しています。	継続	教育課

② 関係機関連携による児童虐待防止対策の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育てネットワーク事業「虐待問題を検討する部会」(子育てネットワーク・河南) 要保護児童対策地域協議会	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は 3 つの部会から成り、そのひとつを「虐待問題を検討する部会」としています。 定期的開催されるこの部会では、虐待防止のために必要な事業の連携、調整を行い、虐待の個別ケースについては、各関係機関で相談を受け情報を集約し、虐待問題個別対応会議で検討を行っています。	継続	こども 1 ばん課
スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカー(SSWS)活用事業では、非行、暴力など児童生徒の問題行動やその萌芽に対し、SSWS の知識と経験を活用して適切な対応をとり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を行っています。	継続	教育課

事業名	事業内容	方向性	担当課
心理士による巡回相談事業	心理士が町内のこども園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・親（保護者）・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、親（保護者）面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きも行っていきます。	継続	こども 1ばん課

③ 相談体制の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
児童家庭相談援助	児童家庭相談とは、すべての子どもが健全に育ち、もてる力を最大限に発揮して生きていけるように、子ども及びその家族などの相談に応じ、適切な支援を提供する活動をいいます。 育児不安など様々な相談に対する要望が増大する中、町民に身近な相談窓口として、各関係機関との連携をとりながら対応を行っています。 特に虐待やいじめ等について、子ども（親（保護者）含む）が直接相談できる体制を、河南町子ども家庭総合支援センターを設置することで確立しました（平成31年4月）。	継続 ・ 新規	こども 1ばん課
子育て相談（子育てセンター事業）	電話や子育てセンターでの面談により、子育てなどについて相談を行っています。必要に応じて保健師や栄養士の紹介や、児童家庭相談援助との連携をとるなどといった対応を行っています。	継続	こども 1ばん課
スクールカウンセラー配置事業	いじめや不登校など児童生徒の生徒指導上の課題に対し、対応策の一環として、臨床心理士がカウンセリングや教職員及び親（保護者）に対する助言・援助を行っています。	継続	教育課
進路選択・教育相談事業	進路選択事業では、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめたり（進学後に）中退したりすることのないように、奨学金相談や進学後の継続相談さらには自主活動や学習機会等の情報提供を行い、すべての子どもがその夢や希望を実現できるように支援しています。また、教育相談事業では、小学校、中学校における様々な課題（いじめ、不登校、虐待など）に関する子ども、親（保護者）、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境整備

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取り組みを推進し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、本町の特徴を生かした教育を推進します。

また、親（保護者）としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、地域子育て支援拠点等で、家庭教育に関する情報や学習機会の提供等を通して、家庭の教育機能を高めるとともに、次代の親（保護者）の育成を積極的に進めます。

① 次代の親（保護者）の育成

事業名	事業内容	方向性	担当課
進路選択・教育相談事業【再掲】	進路選択事業では、家庭の事情や経済的理由により進学をあきらめたり（進学後に）中退したりすることのないように、奨学金相談や進学後の継続相談さらには自主活動や学習機会等の情報提供を行い、すべての子どもがその夢や希望を実現できるように支援しています。また、教育相談事業では、小学校、中学校における様々な課題(いじめ、不登校、虐待など)に関する子ども、親（保護者）、教職員からの相談を受け付け、子どもの健やかな成長を支えていくことを目的としています。	継続	教育課
地域就労支援事業	多様化する雇用情勢のもと、就職困難者が増加しています。「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや窓口等での情報提供及び能力開発講座の開催を行っています。	継続	環境・まちづくり推進課

② 幼児、児童教育の充実及び環境整備

事業名	事業内容	方向性	担当課
家庭地域文庫	町立図書館と町立図書館大宝分室を設けていますが、そこまで一人では行けない低年齢の子どもにとって、地域民営文庫の果たす役割は、たいへん大きいものがあります。 図書の貸し出しを行うなど、その育成に力を注いでいます。	継続	教育課
放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等に、子どもの安全で安心な場所を確保し、地域の参加・協力を得て、子どもたちとともに学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業です。宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	継続	教育課
ブックスタート事業	4か月児健診の際、乳児とその親（保護者）にメッセージを添えて絵本の手渡しを行っています。	継続	教育課

事業名	事業内容	方向性	担当課
おはなし会	図書館で、第2土曜日に、ボランティアグループによるおはなし会を実施しています。	継続	教育課
子どもとしゃかんまつり事業	子どもの読書週間にあわせて、読書の普及・啓発を促すことを目的に、図書館で子どもとしゃかんまつりを実施しています。	継続	教育課
絵本読み聞かせ「おはなし会」	子育てセンター事業「おはなし会」で、参加児童に対し絵本の読み聞かせを行っています。	継続	こども 1ばん課
英語子育て支援事業	町立こども園に外国人英語教師を派遣し、3・4・5歳児を対象に英語活動を行っています。	継続	こども 1ばん課
心理士による巡回相談事業【再掲】	心理士が町内のこども園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・親（保護者）・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、親（保護者）面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きも行っていきます。	継続	こども 1ばん課
元気いっぱい！未来へジャンプ事業（子どもの体力向上）	町立こども園での体力測定結果から抽出された課題に対応する運動を通じて、園児の体力向上、健やかな体作りを行っています。様々な活動への意欲や社会性・創造性などを育み、生涯にわたって健康を維持し、積極的に活動に取り組み、豊かな人生を送るための基盤をつくります。	継続	こども 1ばん課
ジュニア 防災検定（JBK）事業	子どもたちが日常から防災と減災に深い関心を持ち、意識を高め、自分で考え判断し行動できる「防災力」を身につけるため、中学2年生を対象に「ジュニア防災検定」を実施しています。	継続	危機管理室 教育課
ファイアチャイルド設置事業／ファイアジュニア設置事業	4歳児から小学校低学年を対象とする「ファイアチャイルド」と小学校高学年から中学生を対象とする「ファイアジュニア」を結成し、将来を見据えた地域防災の担い手としての育成を行っています。	継続	危機管理室
学校における防災教育の推進	児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するため、小学校・中学校等の発達段階に応じた防災教育を実施します。また、大阪府と必要な情報を共有するなど連携を図り、防災に関する講習会を開催するなど、学校における防災教育の充実を図ります。	新規	危機管理室 教育課

③ 幼児教育・保育等の質の確保及び向上

事業名	事業内容	方向性	担当課
認定こども園と小学校等との円滑な接続の推進	認定こども園と小学校等との円滑な接続を推進する観点から、連携・接続の意識啓発、園児と小学校児童との交流活動、保育教諭等と小学校教師との合同研修会や研究会の開催など、接続を意識した取り組みの強化を実施します。	新規	こども 1ばん課
幼児教育アドバイザーの育成・配置	保育者の専門性の向上を図るため、幼児教育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、域内の教育・保育施設等への訪問支援等を通じて、教育内容や指導方法、指導環境の改善等について助言等を行う「幼児教育アドバイザー」を育成・配置します。	新規	こども 1ばん課

④ 家庭や地域の教育力の向上

事業名	事業内容	方向性	担当課
家庭地域文庫【再掲】	町立図書館と町立図書館大宝分室を設けていますが、そこまで一人では行けない低年齢の子どもにとって、地域民営文庫の果たす役割は、たいへん大きいものがあります。 図書の貸し出しを行うなど、その育成に力を注いでいます。	継続	教育課
子育て支援事業「つくしっ子広場」	家庭や地域での「子育て機能」の低下が見られる中、地域における子育て支援の一環として、こども園で移動動物園や音楽鑑賞会など、親子で楽しめる催しを行うとともに、乳幼児の保育に関する相談や助言を行っています。	継続	こども 1ばん課

(3) 親（保護者）と子の健康の確保と増進

安心して出産・子育てができるよう、健康診査、健康相談等の母子保健事業を充実させ、きめ細かく実施していくとともに、親子の心身両面から健康の確保を図ります。

また、次代の親（保護者）となる青少年の心身を健やかに育てるための思春期保健対策については、幅広い取り組みが必要となるため、関係者や関係機関と連携して進めていきます。

① 妊娠・出産、子育てへの切れ目のない支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
河南町子ども家庭総合支援センター（拠点）事業	河南町子ども家庭総合支援拠点に、国の設置運営要綱に定める子ども家庭支援員を配置し、子ども及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他必要な支援を行っています。（平成31年4月から）	新規	こども 1ばん課 健康づくり推進課

② 母子の健康維持、増進

事業名	事業内容	方向性	担当課
妊婦一般健診（随時・個別）	全妊婦を対象に指定医療機関で、診察、尿検査、血圧測定、血色素検査、HBs 抗原検査、保健指導などを実施しています。14回の助成を行い、府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
乳児一般健診（随時・個別）	全乳児を対象に指定医療機関で、問診、診察、身体計測、保健指導などを実施しています。府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
乳児後期健診（随時・個別）	9か月～1歳未満児を対象に指定医療機関で、問診、身体計測、診察、保健指導などを実施しています。府外受診の償還払いにも対応しています。	継続	健康づくり推進課
4か月児健診（12回・集団）	4か月児を対象に、問診、診察、身体計測、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
1歳6か月児健診（6回・集団）	1歳6か月～1歳8か月児を対象に、問診、身体計測、尿検査、診察、歯科診察、むし歯予測テスト、ブラッシング指導、かおテレビ（子どもの社会性の育ちを客観的に推測する検査）、健康・心理・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
2歳児歯科健診（6回・集団）	2歳～2歳2か月児を対象に、歯科診察、フッ化物塗布、むし歯予測テスト、ブラッシング指導、健康・心理・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
3歳6か月児健診（6回・集団）	3歳6か月～3歳8か月児を対象に、問診、身体計測、尿検査、診察、歯科診察、フッ化物塗布、ブラッシング指導、健康・心理・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課

事業名	事業内容	方向性	担当課
予防接種事業	<p>予防接種法第5条に基づき、四種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風、不活化ポリオ）、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、子宮頸がんワクチン、水痘、不活化ポリオ、三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、麻しん風しん混合、BCG、麻しん、風しん、日本脳炎、B型肝炎の予防接種を行っています。</p> <p>また、任意接種で、おたふくかぜワクチン、三種混合ワクチンを接種する場合の費用助成を行っています。</p>	継続	健康づくり推進課
母子健康手帳の交付（随時）	妊娠届により母子健康手帳の交付や子育てサポート事業等について案内します。また、その際、必ず保健師が面接を行い、妊婦の相談に応じながら、家庭での育児サポート体制の把握を行っています。	継続	健康づくり推進課
両親マタニティ教室	妊婦とその家族を対象に、ブラッシング指導、栄養指導、保健指導、赤ちゃんのお風呂の入れ方実習などを行っています。	継続	健康づくり推進課
妊産婦訪問・新生児訪問（随時）	保健師・助産師が、妊産婦及び新生児を持つ家庭を訪問し、保健指導などを行っています。	継続	健康づくり推進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	保健師・助産師が、生後4か月までの乳児に対し全戸訪問を行い、保健指導などを行っています。	継続	健康づくり推進課
訪問による相談	乳幼児とその親（保護者）を対象に、保健師や栄養士が家庭を訪問して、健康相談・栄養相談を行っています。	継続	健康づくり推進課
育児相談（ベビーしゅっぱぽぽと同時開催）	2か月～12か月児を対象に、親子遊び、赤ちゃん体操、身体計測、健康・栄養相談などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
親と子のよい歯の教室（きらきら星と同時開催）	1歳6か月～就学前児とその親（保護者）を対象に、健康な歯を保つため、歯科衛生士による歯周疾患の予防の話、ブラッシング指導などを実施しています。	継続	健康づくり推進課
産婦健康診査（随時・個別）	全産婦を対象に、指定医療機関で問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票などを実施しています。出産後2週間前後及び出産後1ヶ月前後の2回の公費助成を行い、府外の償還払いにも対応しています。	新規	健康づくり推進課
妊産婦歯科健康診査（随時・個別）	妊娠及び産後1年未満の産婦を対象に指定の歯科医院で、それぞれ1回ずつ無料で歯科健診を実施しています	新規	健康づくり推進課
新生児聴覚検査	新生児を対象に指定医療機関で、出生後入院中に行う聴覚検査の初回検査1回の公費助成を行います。府外の償還払いにも対応しています。	新規	健康づくり推進課

事業名	事業内容	方向性	担当課
妊産婦サポート事業 (ママサポ)	助産師や保健師による訪問・来所・電話相談などで妊娠期から産後までサポートします。	新規	健康づくり推進課
産後ケア事業 (かるがもケア)	生後4か月未満の乳児と母親で、家族等から十分な産後の援助が受けられず、体調や育児に不安がある人を対象に指定医療機関において育児支援(日帰り型・宿泊型：有料)を実施しています。	新規	健康づくり推進課
産後ママのためのリフレッシュ &ボディケア教室	出産後2か月から概ね1年未満の女性を対象に、産後の運動不足の解消や気分転換、交流の場として、インストラクターによるボディケア教室を行っています。別室で保育も行っています。	新規	健康づくり推進課

③ 食育の推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
離乳食講習会 「もぐもぐ教室」	3か月～12か月児を対象に、離乳食の進め方・与え方の講習、調理実習、試食を行っています。	継続	健康づくり推進課

④ 思春期保健対策の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
思春期保健対策	次代の親(保護者)となる青少年の心と体の健康づくりは重要な課題です。性感染症、薬物問題、喫煙、飲酒を防止するための啓発活動や、偏った食事を予防するための食育など、関係機関が連携して取り組む必要があります。また、乳幼児とのふれあいを通じて、育児への関心を高め、命の尊さを学ぶなどの体験の場を加えることも大切です。	継続	健康づくり推進課

⑤ 小児保健医療対策の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
小児救急医療負担金	少子化が進む状況で、小児医療体制の確立が重要な課題です。富田林医師会などに委託し、午後8時から翌朝8時までの小児救急医療体制を整備しています。 ※土・日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は、午後4時から翌朝8時まで。	継続	健康づくり推進課
休日急病診療	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)に急に発病した場合の休日急病診療体制を整備しています。	継続	健康づくり推進課

基本目標 2 安心して子どもを産み育て、

子育てに喜びを感じることでできる環境づくり

(1) とともに協力しあう子育ての啓発

仕事と生活の調和を図り、仕事も生活も充実する「ワーク・ライフ・バランス」の考え方を広く社会に浸透させ、仕事と生活を調和させた豊かな生活が送れるよう、一層の普及啓発を行います。

また、労働者が有給休暇、育児・介護休業などを取得しやすい職場環境づくりに向けた普及啓発を行います。

① 多様な働き方や働き方の見直し

事業名	事業内容	方向性	担当課
男女共同参画社会の実現に向けた啓発事業	男性と女性の相互理解のもと、家庭や職場、地域社会などあらゆる分野に両者が参加し、それぞれ対等な立場で能力や個性を発揮できる社会を目指して啓発活動を行っています。	継続	住民生活課
男女共同参画講座「男性子育て教室」	男女共同参画をめざし、子育て中の父親を対象に、子育て講演や子育て実習、実技などを中心とした「男性子育て教室」を開催しています。	継続	住民生活課 こども 1ばん課

② 仕事と子育ての両立の推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
両親マタニティ教室【再掲】	妊婦とその家族を対象に、ブラッシング指導、栄養指導、保健指導、赤ちゃんのお風呂の入れ方実習などを行っています。	継続	健康づくり推進課

(2) 支援を必要とする子どもやその親（保護者）を支える環境整備

ひとり親家庭や障がいのある子どもとその家庭に対しては、個々の家庭の状況に応じた、きめ細かい支援を行っていく必要があります。すべての子育て家庭が地域の中で安心して生活できるよう、保健、医療、福祉、教育等の各種施策の円滑な連携により、総合的な取り組みを推進します。

また、障がい児の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、障がいのある児童・生徒の個々の発達の状況に応じたサポート体制を充実させ、保健医療、福祉、教育等が連携した施策の推進を図ります。

① ひとり親家庭などの自立支援の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母等と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を助成しています。	継続	こども 1ばん課
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を目的に、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父母等に手当を支給しています。	継続	こども 1ばん課
通常保育事業	親（保護者）が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	こども 1ばん課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	就労などの都合により、親（保護者）の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合などに、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かります。（町外施設に委託）	継続	こども 1ばん課
地域就労支援事業【再掲】	多様化する雇用情勢のもと、就職困難者が増加しています。「地域就労支援センター」を開設し、働く意欲がありながら何らかの理由により就労が困難となっている障がい者やひとり親家庭の方、中高年齢者、臨時的な仕事に従事し将来に不安を持つ若者などを対象に、関係機関と連携しながら就職に向けてのサポートや窓口等での情報提供及び能力開発講座の開催を行っています。	継続	環境・まちづくり推進課

② 障がいのある子どもの支援体制の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育てネットワーク事業「障がいのある子どもの支援部会」(子育てネットワーク・河南)	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「障がいのある子どもの支援部会」としています。 定期的開催されるこの部会では、障がい児、者支援検討機関連携調整や就学後の支援及び相談体制の連携、ケース担当者による具体的支援の検討などを行っています。また、対応の必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。	継続	こども 1ばん課

事業名	事業内容	方向性	担当課
心身障害児通園施設運営費補助事業	心身に障がいのある児童の通園施設として、河内長野市に社会福祉法人聖徳園が運営する「しょうとく園」があり、発達に遅れのある子どもや肢体の不自由な子どもに対する保育や訓練を行っています。本町では、施設を利用するにあたり、その保育内容の充実と運営の健全化を図ることを目的として、他の南河内管内の市町村とともに、運営費の補助を行っています。	継続	こども 1ばん課
遊びの教室「わんぱくランド」(子育てセンター事業)	1歳6か月～未就園児を対象に、親子で遊びを体験する中で、子どもの発育・発達をうながすとともに、親(保護者)に子どもとの関わり方を学んでもらう教室です。	継続	こども 1ばん課
障がい児保育事業	親(保護者)が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育しています。	継続	こども 1ばん課
補装具費の支給	身体障害者手帳を持っている人や難病患者(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる疾病)に対し、身体上の障がいを補うための用具(義肢、車いす、補聴器など)の購入・借受け・修理に必要な費用を支給します。 費用の1割程度の利用者負担がありますが、負担軽減のため、所得に応じた負担上限が設けられています。また、世帯に一定以上の高額所得者がいる場合は支給対象外となります。	継続	高齢障がい福祉課
日常生活用具の給付	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人や難病患者(障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令別表に掲げる疾病)に対し、排せつ管理支援用具(紙おむつなど)などの、日常生活をより円滑に行うための用具を給付します。 費用の1割程度の利用者負担がありますが、負担軽減のため、所得に応じた負担上限が設けられています。また、世帯に一定以上の高額所得者がいる場合は支給対象外となります。	継続	高齢障がい福祉課
重度障がい者医療	重度の障がいのある人の保険診療にかかる費用の一部を公費助成します。対象者は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか、または療育B1と身障手帳3～6級を持っている人、特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証を持っている人で障害年金(または特別児童扶養手当)1級に該当する人です(所得制限あり。生活保護受給者は対象外)。 なお、本町では入院時食事療養費も助成対象としています。	継続	高齢障がい福祉課
特別児童扶養手当	児童福祉の増進のため、精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している人に対して手当を支給しています。	継続	こども 1ばん課
心理士による巡回相談事業【再掲】	心理士が町内のこども園を巡回し、①幼児の発達支援、②虐待の未然防止、③教職員への指導助言などにより、幼児・親(保護者)・教職員に対して広く支援を行っています。発達の視点から支援を必要とする幼児の実態を把握するとともに、保育現場での配慮すべき点を教職員へ助言しています。また、親(保護者)面談により、育児の負担感などを軽減し、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげる働きも行っていきます。	継続	こども 1ばん課

事業名	事業内容	方向性	担当課
南河内圏域障がい児（者）歯科診療	障がいのある人で、地域の歯科診療所において診療が困難な人の歯科治療・口腔衛生指導などを行う体制を整備します。	継続	健康づくり推進課
軽度難聴児補聴器購入補助事業	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費の支給及び大阪府難聴児補聴器交付事業の対象とならない軽度の難聴児に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成しています。	新規	こども1ばん課

③ 子どもの貧困対策の推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
子どもの貧困対策事業	子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右され、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図り、また、すべての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策の推進に関する法律に則り、総合的に推進します。	新規	高齢障がい福祉課 教育課 こども1ばん課

④ 外国につながる子どもへの支援

事業名	事業内容	方向性	担当課
外国につながる子どもへの支援	外国につながる子どもが、安心して学校生活を送ることができるよう、大阪府の事業の活用や関係機関と連携して日本語指導などを行う体制整備を図ります。 また、帰国・渡日児童生徒学校生活サポート事業多言語進路ガイダンスにより、学校生活や進路の支援を図ります。	新規	教育課

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支えあう地域社会づくり

(1) 地域の子育て環境の整備

地域の中での公共施設等を活用するとともに、生涯学習の振興の観点から町民一人ひとりが培ってきた学びを活かし、子どもの健全育成のための居場所づくり事業を推進します。

また、子ども子育て支援新制度のもと、利用者の多様なニーズを十分に踏まえ、地域の実状に応じたきめ細やかな保育サービスをより一層充実していきます。

① 地域における子育て支援サービスの充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育て支援事業 「つくしっ子広場」 【再掲】	家庭や地域での「子育て機能」の低下が見られる中、地域における子育て支援の一環として、こども園で移動動物園や音楽鑑賞会など、親子で楽しめる催しを行うとともに、乳幼児の保育に関する相談や助言を行っています。	継続	こども 1ばん課
しゅっぱっぽ☆ くらぶ（子育て センター事業）	親（保護者）同士の交流や子育て情報交換のできる、親子で自由に遊べる場を提供するとともに保育士を設置し、育児の情報提供や育児相談などを行い、絵本の読み聞かせ、手遊び、リズム遊びなども行っています。 また、育児不安などを解消するため、1歳の誕生日までの乳幼児をもつ、初めて育児を経験される母親を対象として「ベビーしゅっぱっぽ」も実施しています。	継続	こども 1ばん課
しゅっぱっぽ☆ ランド（子育て センター事業）	しゅっぱっぽ☆くらぶに参加できない親子を中心に、同内容を提供することで、地域の交流を図り、身近な地域の子育てに関する情報提供を行っています。（大宝（石川）、中、白木、河内地域で実施）	継続	こども 1ばん課
あおぞら広場 （子育てセンタ ー事業）	夏期限定で、水遊びを中心とした遊びをたのしむ場を提供し、就学前の子どもや育児中の親（保護者）同士の交流を行っています。	継続	こども 1ばん課
子育てサークル 活動助成（子育て センター事業）	子育て中の親（保護者）が集まり、自主サークルを結成し、子ども同士、親（保護者）同士の交流や子育てに関する学習、情報交換を行っています。また、地域における子育て支援の一環として、子育てセンターにおいて、無償で、場所の提供や、遊具の貸し出しを行っています。	継続	こども 1ばん課
子育て教室「きら きら星」(子育て センター事業)	未就園の幼児（2歳以上）とその親（保護者）を対象に、保育士の指導のもと、地域ボランティア（民生委員児童委員他）の協力を得ながら、親子遊びを体験する中で、子どもとの関わり方を学び、親（保護者）同士での仲間づくりを応援しています。 またここで築かれた関係が「子育てサークル」などにつながるようサポートを行っています。	継続	こども 1ばん課

② 子育てに関する情報提供の充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育て講習会 (子育てセンター事業)	手作りおもちゃの制作や絵本の読み聞かせなどにより、参加し、たのしみながら親子遊びのヒントをつかんでもらうための講習会を地域ボランティア(民生委員児童委員他)の協力を得て開催しています。	継続	こども 1ばん課
講演会 (子育てセンター事業)	子育て関係を専門とする講師を招き、子育てに役立つ情報発信の場として、講演会を開催しています。	継続	こども 1ばん課
広報紙、 ホームページ	子育てに関する各種の情報をわかりやすく提供しています。	継続	秘書企画 課

③ 多様な保育サービスの充実

事業名	事業内容	方向性	担当課
通常保育事業 【再掲】	親(保護者)が日中に就労などのために保育できない児童を保育しています。	継続	こども 1ばん課
障がい児保育事業 【再掲】	親(保護者)が日中に就労などのために保育できない、集団保育の可能な障がいをもつ児童を保育しています。	継続	こども 1ばん課
病後児保育事業	病気の回復期にあるが、まだ集団保育ができない子どもを預かり、保育を行っています。	継続	こども 1ばん課
延長保育事業	通常保育の前後に時間を延長して保育を行っています。	継続	こども 1ばん課
一時預かり保育事業 (ぼけっとルーム)	親(保護者)の利用目的に応じて、保育士が一時預かり保育事業を行っています。	継続	こども 1ばん課
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)【再掲】	就労などの都合により、親(保護者)の帰宅が常に夜間になる場合や休日勤務の場合などに、児童養護施設などにおいて一時的に児童を預かり、世話などをします。(町外施設に委託)	継続	こども 1ばん課
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	親(保護者)が病気や疲労その他身体上、精神上、環境上の理由で家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、児童養護施設などにおいて短期間(1週間程度)児童を預かります。(町外施設に委託)	継続	こども 1ばん課

事業名	事業内容	方向性	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	日中に親（保護者）のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	こども 1ばん課
預かり保育事業	教育時間終了後や長期休業中の期間について、幼稚園・認定こども園で預かり保育を行っています。	継続	こども 1ばん課

④ 子どもの居場所づくりの推進

事業名	事業内容	方向性	担当課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	日中に親（保護者）のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	こども 1ばん課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	放課後や週末等に、子どもの安全で安心な場所を確保し、地域の参加・協力を得て、子どもたちとともに学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業です。宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	継続	教育課

⑤ 子育て支援のネットワークづくり

事業名	事業内容	方向性	担当課
子育てネットワーク事業「育児支援と健全育成部会」(子育てネットワーク・河南)	子育てネットワークに参画する各機関の実務者で構成する「実務者会議」は3つの部会から成り、そのひとつを「育児支援と健全育成部会」としています。 定期的に行われるこの部会では、子育て支援情報の交換や子育てサークルなどの運営、不登校と子どもの健全育成に係る情報交換及び関係機関の連携を行っています。また、対応の必要な個別ケースについては、関係機関から担当者が集まり個別対応会議で検討、連携し対応を進めています。	継続	こども 1ばん課
子育てサークル活動助成【再掲】	子育て中の親（保護者）が集まり、自主サークルを結成し、子ども同士、親（保護者）同士の交流や子育てに関する学習、情報交換を行っています。また、地域における子育て支援の一環として、子育てセンターにおいて、無償で、場所の提供や、遊具の貸し出しを行っています。	継続	こども 1ばん課
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）【再掲】	日中に親（保護者）のいない家庭の小学校に就学している児童などの育成、指導に資するため、遊びを主体に児童の健全育成活動を行う「児童クラブ」を小学校区ごとに設置し、クラブの運営団体の活動費を補助しています。	継続	こども 1ばん課

事業名	事業内容	方向性	担当課
放課後子ども教室推進事業【再掲】	放課後や週末等に、子どもの安全で安心な場所を確保し、地域の参加・協力を得て、子どもたちとともに学習や文化活動、地域住民との交流活動などの取り組みを実施することを目的とした事業です。宿題や工作、様々な教室を開催し、子どもたちのまなびやふれあいの場を提供しています。	継続	教育課
ボランティア教室（子育てセンター事業）	子育て親子や地域の人材が、子育てセンターのボランティアスタッフとして参加していただけるよう、教室を開催しています。受講後は、子育てセンターの環境整備や育児ボランティアとしてご協力いただいています。	継続	こども 1ばん課

(2) 子どもがのびのび育つ安全・安心な環境の整備

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故防止対策を推進します。

子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災教育や、警察、行政、保育所、学校園、地域等の連携や協力による防犯、交通事故対策等に今後も引き続き取り組み、危機管理を強化します。

① 子どもの安全の確保

事業名	事業内容	方向性	担当課
教育施設などの警備	町教育施設に、機械警備、防犯カメラを設置し、児童・生徒などの安全を守る環境を整えています。	継続	教育課 こども 1ばん課
子ども110番運動の推進	「こども110番」運動は、地域の子どもは地域で守り、子どもたちが安心して暮らせる環境を確保することを目的として、青少年育成大阪府民会議が推進する運動です。子どもが巻き込まれる事件を未然に防ぐために、公用車に本運動のステッカーを貼り、啓発に努めています。	継続	教育課
青色防犯パトロール	「みんなで守ろうみんなの安全」を合言葉に、各地区においても「ブルーガード」が設立され、地域と行政が協働し、防犯啓発や子どもの下校時の安全確保及び町域の治安の向上を目的とし活動しています。	継続	危機管理 室

② 子育てに配慮した地域環境の整備

事業名	事業内容	方向性	担当課
出生記念樹配布事業	次代を担う子どもの誕生に敬意を表し、健やかな成長を願い、あわせて本町の豊かな自然環境を守り、育てる意識を深めていただくため、出生から配付月までに本町に居住する子どもに対し、「出生記念樹」を贈呈しています。	継続	環境・まち づくり推 進課
公園管理事業	本町には21か所の街区公園等、2か所の近隣公園、6ヘクタールに及ぶ都市公園のほか、農村公園などがあり、子どもやその親（保護者）がのびのび遊べる空間となっています。本町では、そうした公園の適切な管理を行い、利用増進に努めています。	継続	地域整備 課
ちびっこ老人憩いの広場遊具設備など整備事業	児童に適切な遊び場を与え、その健全な育成を図るとともに、老人の憩いの場となるよう、地区が設置する「ちびっこ老人憩いの広場」に対して遊具設備などの整備及び維持、補修などに関して補助を行っています。	継続	こども 1ばん課

③ 経済的負担の軽減

事業名	事業内容	方向性	担当課
子ども医療費助成事業	安心して子どもを産み育てることができる環境づくりの一環として、子どもの医療費の助成を行っています。 令和元年10月からは、助成の対象を高校生（18歳まで）まで拡充し、あわせて、22歳までの医療費助成制度「かなん医療・U-22」を創設しました。	拡充	こども 1ばん課
ひとり親家庭医療費助成事業【再掲】	ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、ひとり親家庭の父母等と児童の医療費の一部及び入院時食事療養費を助成しています。	継続	こども 1ばん課
児童手当給付	次代を担う子ども1人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了までの児童を対象に手当を支給しています。	継続	こども 1ばん課
児童扶養手当【再掲】	ひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童福祉の増進を目的に、18歳未満の児童を養育するひとり親家庭の父母等に手当を支給しています。	継続	こども 1ばん課
重度障がい者医療【再掲】	重度の障がいのある人の保険診療にかかる費用の一部を公費助成します。対象者は、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか、または療育B1と身障手帳3～6級を持っている人、特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証を持っている人で障害年金（または特別児童扶養手当）1級に該当する人です（所得制限あり。生活保護受給者は対象外）。 なお、本町では入院時食事療養費も助成対象としています。	継続	高齢障がい福祉課
特別児童扶養手当【再掲】	児童福祉の増進のため、精神または身体に障がいをもつ児童を家庭で養育している人に対して手当を支給しています。	継続	こども 1ばん課
多子世帯保育料軽減事業	子どもを2人以上養育している世帯の第2子以降の保育料を補助しています。	継続	こども 1ばん課
乳幼児給食費助成事業（にこにこランチ事業）	保育園等の利用にあたり必要とされる給食費のうち、副食費の全部又は一部を助成することで、親（保護者）の経済的負担の軽減を図っています（令和元年10月から）。	新規	こども 1ばん課 高齢障がい福祉課
特定不妊治療費の助成	特定不妊治療（体外受精・顕微授精）を受けた夫婦の経済的な負担を軽減するため、治療費の一部助成を行っています。	新規	健康づくり推進課

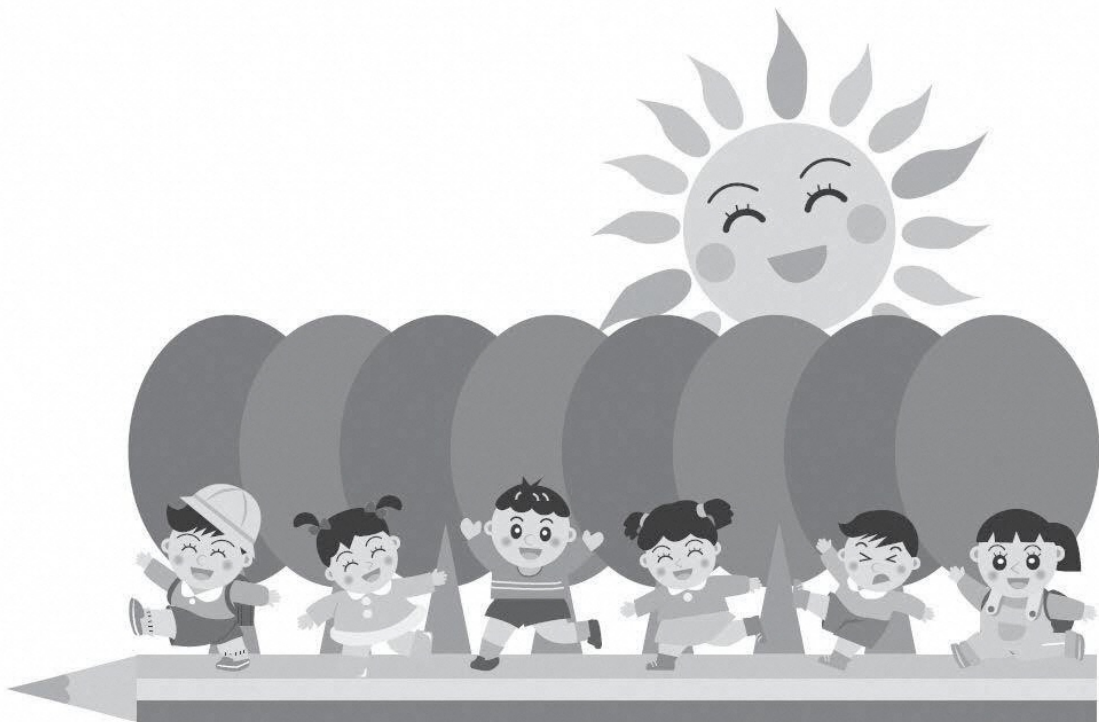


第1節 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育の利用状況、教育・保育提供施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域です。

町全域を細かい範囲で設定すると、区域を超えた利用も多くある現状から、現在の利用実態や施設運営の状況と乖離した計画となる恐れがあります。一方で、教育・保育提供区域は、量の見込みの算出や確保体制の検討のほか、需給調整の判断基準となる基本単位となるものですが、利用者が居住地の区域を越えて教育・保育サービス等を利用することを妨げるものではありません。

利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、町全域を一つの単位とします。



第2節 乳幼児・児童数の推計

平成27年から平成31年の住民基本台帳に基づき、計画期間内の乳幼児・児童数についてコーホート変化率法にて推計しました。

(単位：人)

年齢	3歳未満児				3歳以上児				合計
	0歳	1歳	2歳	小計	3歳	4歳	5歳	小計	
令和2年度	74	94	99	267	98	123	102	323	590
令和3年度	72	88	100	260	106	103	128	337	597
令和4年度	70	85	95	250	107	111	107	325	575
令和5年度	68	83	91	242	101	113	116	330	572
令和6年度	67	81	89	237	97	106	119	322	559

年齢	小学校低学年				小学校高学年				合計
	6歳	7歳	8歳	小計	9歳	10歳	11歳	小計	
令和2年度	108	117	119	344	146	121	154	421	765
令和3年度	103	110	116	329	120	146	121	387	716
令和4年度	130	105	109	344	117	121	145	383	727
令和5年度	108	133	104	345	110	118	121	349	694
令和6年度	118	110	131	359	105	110	118	333	692

年齢	中学生				高校生				合計
	12歳	13歳	14歳	小計	15歳	16歳	17歳	小計	
令和2年度	140	121	137	398	144	143	148	435	833
令和3年度	153	139	120	412	138	140	142	420	832
令和4年度	121	152	139	412	121	134	139	394	806
令和5年度	145	121	152	418	140	118	133	391	809
令和6年度	121	144	120	385	153	137	117	407	792



第3節 教育・保育の量の見込みと確保方策

(1) 幼稚園・保育園・認定こども園

本町では少子化の影響等により児童数の減少が見込まれるにも関わらず、保育需要は年々高まってきている状況であることから、幼稚園での3歳児保育の実施、預かり保育の拡充など保育需要への対応を行ってきました。

今後も社会的環境の変化により、この傾向が継続するものと考えられることから、令和2年4月に町立の幼稚型認定こども園と保育園を統合し、幼保連携型認定こども園へ移行することで、保育需要に柔軟に対応する体制を整えます。また、必要に応じて保育士確保についても努めてまいります。

① 教育（幼稚園・認定こども園）

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	130人	126人	117人	118人	119人
確保方策（提供量）	318人	319人	344人	274人	274人
実績数	136人	121人	119人	114人	92人

※平成31年度については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

幼児教育のニーズ量の見込みに対して、令和2年度以降は、町内の認定こども園が2園と、町外の確認を受けない幼稚園によってニーズ量の見込みを満たす提供量を確保していくものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	106人	110人	106人	108人	105人
確保方策（提供量）	135人	135人	135人	135人	135人
認定こども園	95人	95人	95人	95人	95人
確認を受けない幼稚園	40人	40人	40人	40人	40人

② 保育（保育園・認定こども園）

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	250人	247人	233人	231人	232人
3歳以上	159人	154人	143人	144人	145人
1・2歳	69人	72人	69人	67人	67人
0歳	22人	21人	21人	20人	20人
確保方策（提供量）	219人	219人	239人	239人	239人
3歳以上	150人	150人	165人	165人	165人
1・2歳	57人	57人	60人	60人	60人
0歳	12人	12人	14人	14人	14人
実績数	229人	245人	251人	260人	293人
3歳以上	139人	138人	149人	146人	184人
1・2歳	75人	77人	78人	99人	89人
0歳	15人	30人	24人	15人	20人

※平成31年度については、10月1日現在の数値

【今後の方向性】

保育のニーズ量の見込みに対して、令和2年度以降は、町内の認定こども園2園、特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）、一時預かり事業（幼稚園型を含む）によってニーズ量の見込みを満たす提供量を確保していくものとします。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	271人	275人	266人	265人	258人
3歳以上	169人	176人	171人	173人	168人
1・2歳	80人	78人	74人	72人	70人
0歳	22人	21人	21人	20人	20人
確保方策（提供量）	296人	296人	296人	296人	296人
3歳以上	185人	185人	185人	185人	185人
1・2歳	84人	84人	84人	84人	84人
0歳	27人	27人	27人	27人	27人
認定こども園	276人	276人	276人	276人	276人
幼稚園の 預かり保育	20人	20人	20人	20人	20人
特定地域型 保育事業	-	-	-	-	-
企業主導型保育 施設の地域枠	-	-	-	-	-

第4節 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 利用者支援事業

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその親（保護者）等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその親（保護者）の身近な場所で、地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【実績】

平成29年からは、保健事業に携わる専門的知識を有する保健師と教育・保育・子育て支援等に携わる専門的知識を有する利用者支援員等の職員を配置し、河南町子育て世代包括支援センターとして総合的な支援に取り組んでいます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
基本型・特定型	特定型 1 か所 (こども1ばん課)	基本型 1 か所 (おやこ園)	基本型 1 か所 (おやこ園)	基本型 1 か所 (おやこ園)	基本型 1 か所 (おやこ園)
母子保健型	—	—	1 か所 (健康づくり推進課)	1 か所 (健康づくり推進課)	1 か所 (健康づくり推進課)

【今後の方向性】

妊娠期、子育て期にわたるまでを健やかに安心して過ごすことができるよう、母子保健コーディネーターや子育て支援相談員が連携して、切れ目なく総合的な支援を推進します。

確保方策（提供量）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	基本型 1 か所 (おやこ園)	基本型 1 か所 (おやこ園)	基本型 1 か所 (おやこ園)	基本型 1 か所 (おやこ園)	基本型 1 か所 (おやこ園)
母子保健型	1 か所 (健康づくり推進課)	1 か所 (健康づくり推進課)	1 か所 (健康づくり推進課)	1 か所 (健康づくり推進課)	1 か所 (健康づくり推進課)

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその親（保護者）が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

子育てセンター（おやこ園）で、子育て中の親子の交流支援の場の提供や子育て教室、育児相談などさまざまな子育て支援を実施しています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	12,975人回	11,961人回	11,606人回	11,302人回	11,049人回
確保方策（提供量）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績数	17,304人回	17,304人回	11,868人回	11,433人回	

【今後の方向性】

子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10,881人回	10,595人回	10,118人回	9,862人回	9,658人回
確保方策（提供量）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
	10,881人回	10,595人回	10,118人回	9,862人回	9,658人回

(3) 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

妊娠届出をした方に対して、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査受診票14回分を交付し、妊婦健康診査の受診費用の助成を実施しています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	980人回	952人回	924人回	910人回	896人回
実績数	1,008人回	723人回	923人回	965人回	

【今後の方向性】

核家族化や女性の社会進出の増加に伴い、子どもやその親（保護者）を取り巻く環境が急速に変化しており、子育てに不安を感じる親（保護者）も増え、育児支援の要望も増加しています。このため、母子健康手帳の交付時やマタニティ教室等、妊娠初期から保健指導を重視し、早期から母性意識を高め、子育てへの十分な準備を整えるよう支援していきます。さらに、妊婦に対して、妊娠11週以内の届出、妊婦健診の受診を周知・徹底していくとともに、妊娠から出産、子育てへと切れ目ない支援体制を確保していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	1,036人回	1,008人回	980人回	952人回	938人回
確保方策 (実施体制)	実施場所：大阪府内の医療機関や助産所 実施体制：母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票を配布し、使用方法を説明 検査項目：血圧・体重測定、尿検査、HBs抗原検査、超音波検査、HTLV-1抗体検査、トキソプラズマ検査等 ※里帰り等の理由により委託医療機関等以外で妊婦健康診査を受診した場合は、委託料の額を上限として健康診査に要した費用を助成				

(4) 産婦健康診査

産後うつや新生児への虐待予防等を図ることを目的として、産後2週間・産後1か月など、出産後間もない時期の産婦に対する健康診査を行う事業です。母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票2回分を交付し、受診費用の助成を実施しています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	—	—	—	150人回	150人回
実績数	—	—	—	116人回	

【今後の方向性】

産後は女性のライフスタイルの中でも身体的・精神的にストレスのかかりやすい時期であり、こころの病気が起こりやすいといわれています。

産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制を確保していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	148人回	144人回	140人回	136人回	134人回
確保方策 (実施体制)	<p>実施場所：町長が委託した大阪府内に所在する産科・産婦人科医療機関及び助産所</p> <p>実施体制：母子健康手帳交付時に産婦健康診査受診票を配布し、使用方法を説明。医療機関から支援が必要と認められた産婦の情報提供を受け、その結果に応じて産後ケア事業や訪問指導等による適切な支援を行う。</p> <p>検査項目：問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、エジンバラ産後うつ病質問票（EPDS）</p> <p>※里帰り等の理由により委託医療機関等以外で産婦健康診査を受診した場合は、委託料の額を上限として健康診査に要した費用を助成</p>				

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその親（保護者）の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	70人	68人	66人	65人	64人
実績数	88人	60人	64人	71人	

【今後の方向性】

里帰り出産等の何らかの事情を除き、全戸訪問及び出生児全戸把握に努めます。

特に、育児不安や養育環境などの問題を早期に発見し、できる限り直接連絡をとり状況把握や情報提供等、継続支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	74人	72人	70人	68人	67人
確保方策 (実施体制)	実施体制：保健師・助産師 【相談内容】 ① 乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ② 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③ 保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④ 子育て支援に関する情報提供				

(6) 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の実施結果や母子保健事業、妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制に基づく情報提供及び関係機関からの連絡・通告等によって、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその家庭を訪問し、養育に関する指導、助言等を行っています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
推計値	9人	9人	9人	9人	9人
実績数	11人	32人	27人	23人	

【今後の方向性】

特定妊婦や出産後まもない時期の養育者、発達障がいの子どもの持つ家庭などフォローが必要な家庭に対し、保健師・助産師・保育士等といった専門的な立場から相談支援、訪問支援を行い、育児不安の解消や負担を軽減し、虐待発生の未然防止につなげていきます。実施にあたっては、職員の相談技術のさらなるスキルアップを図り、関係各課や要保護児童対策地域協議会等関係機関と十分な連携をとりながら出産前から子育てに至るまで切れ目のない支援を行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	25人	25人	25人	25人	25人
確保方策 (実施体制)	実施体制：保健師・助産師 【相談内容】 ① 乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ② 育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③ 保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④ 子育て支援に関する情報提供				

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

親（保護者）の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【実績】

直近年度での利用実績はありません。

養育困難な在家庭の支援を行う制度のため、限られたニーズに対応することになります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	26人日	25人日	23人日	22人日	20人日
実績数	0人日	0人日	0人日	0人日	

【今後の方向性】

孤立した育児によって虐待につながることをないよう、受け皿として町外の2か所の施設と契約をし、供給体制の確保に努めます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	12人日	12人日	11人日	11人日	11人日
確保方策（提供量）	12人日	12人日	11人日	11人日	11人日

(8) ファミリー・サポート・センター（就学児）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ親（保護者）とした事業です。

【今後の方向性】

現在、本町では未実施となっています。

今後、周辺自治体との連携や町内でのNPO立ち上げを含め実施に向け慎重に検討を進めていきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
確保方策（提供量）	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

(9) 一時預かり事業（幼稚園型：在園児を対象にした預かり保育）

在園児を対象に、通常の教育時間終了後や長期休業期間中などに預かり保育を実施する事業です。

町内では、平成28年度までは町立幼稚園2園で実施し、平成29年度からは、統合後の幼稚園型認定こども園と新たに開園した公私連携幼保連携型認定こども園において実施しています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	4,934人	4,798人	4,425人	4,415人	4,423人
確保方策（提供量）	4,934人	4,798人	4,425人	4,415人	4,423人
実績数	4,225人	4,178人	2,325人	2,076人	

【今後の方向性】

年度によって利用者数の変動がみられることから、親（保護者）の利用ニーズを踏まえながら柔軟な受け入れ体制を確保していく必要があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,020人	3,151人	3,039人	3,086人	3,011人
確保方策（提供量）	3,020人	3,151人	3,039人	3,086人	3,011人

(10) 一時預かり事業（地域子育て拠点等における一時預かり保育）

親（保護者）が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

子育てセンター（かなんぴあ2階）の「ぽけっとルーム」で実施しています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,405人日	1,332人日	1,244人日	1,194人日	1,144人日
確保方策（提供量）	1,250人日	1,250人日	1,250人日	1,250人日	1,250人日
実績数	1,076人日	654人日	902人日	776人日	

【今後の方向性】

年度によって利用者数の変動がみられることから、親（保護者）の利用ニーズを踏まえながら柔軟な受け入れ体制を確保していく必要があります。

引き続き、親（保護者）が一時預かり保育を必要としている時に対応できるよう体制を整えるとともに、親（保護者）の生活支援を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,184人日	1,187人日	1,134人日	1,117人日	1,087人日
確保方策（提供量）	1,184人日	1,187人日	1,134人日	1,117人日	1,087人日

(11) 延長保育（時間外保育）事業

保育園や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

本町では、18時以降も保育が必要な子どもを対象に、2つの園で延長保育（時間外保育）を実施しています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	75人	72人	66人	63人	60人
確保方策（提供量）	75人	72人	66人	63人	60人
実績数	76人	115人	62人	146人	

【量の見込みと確保方策】

年度によって利用者数の変動がみられることから、親（保護者）の就労状況等を踏まえながら柔軟な受け入れ体制を確保していく必要があります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	85人	86人	83人	82人	80人
確保方策（提供量）	85人	86人	83人	82人	80人

(12) 病児保育事業

病気や病気回復期の児童で、親（保護者）の就労等の理由で、親（保護者）が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

小学校就学前までの子どもを対象に、平成24年度から、石川こども園（石川保育園）の病後児室で病後児保育事業を実施しています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	7人日	7人	6人	6人	6人
確保方策（提供量）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績数	22人日	6人日	14人日	26人日	

【今後の方向性】

年度によって利用者数の変動がありますが、今後も利用ニーズが高まることが見込まれるため、病後児保育については、令和2年度から認定こども園の2園での受け入れ体制を整備します。

また、病児保育については、今後のニーズを慎重に見極めながら検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28人回	28人回	27人回	27人回	26人回
確保方策（提供量）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	28人回	28人回	27人回	27人回	26人回

(13) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ事業）

親（保護者）が就業等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

本町では、放課後、下校したときに親（保護者）などが就労などで不在となる家庭の小学校1年生から6年生の児童を対象に放課後児童クラブを開設しています。

【実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	162人	158人	158人	153人	154人
確保方策（提供量）	4か所	4か所	4か所	4か所	2か所
	153人	153人	153人	153人	153人
実績数	100人	93人	114人	133人	127人

※各年度5月1日現在の数値

【今後の方向性】

平成31年4月の小学校の統廃合により、2か所での開設となりましたが、利用者数の大きな変動もなく、ニーズに対応することができる見込みです。

引き続き、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備を検討していきます。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	152人	143人	148人	144人	146人
1～3年生	104人	99人	104人	104人	108人
4～6年生	48人	44人	44人	40人	38人
確保方策（提供量）	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
	163人	163人	163人	163人	163人
1～3年生	114人	114人	114人	114人	114人
4～6年生	49人	49人	49人	49人	49人

(14) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

親（保護者）の世帯所得などを勘案して、幼稚園などに対して親（保護者）が支払う日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

令和元年10月以降は、幼児教育・保育の無償化に伴い、副食材料費に要する費用の補助も事業に追加されました。

- ① 低所得で生計が困難である親（保護者）に対する日用品・文房具等に要する費用の補助
- ② 施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助

【実績】

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化に伴い、副食材料費に要する費用の補助を実施しました。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策（提供量）	－	－	－	－	13人
実績数	－	－	－	－	

【今後の方向性】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15人	15人	15人	15人	15人
確保方策（提供量）	15人	15人	15人	15人	15人

(15) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

(16) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化を図るための取組やネットワーク機関間の連携強化に関する取組を支援する事業です。

【今後の方向性】

児童虐待に対しては、早期発見・早期対応を図るために、ネットワーク構成員の専門性の向上や連携強化、医療機関との連携強化を図る取り組みを、府や児童相談所、児童家庭支援センターなどとも連携しながら取り組みを進めます。

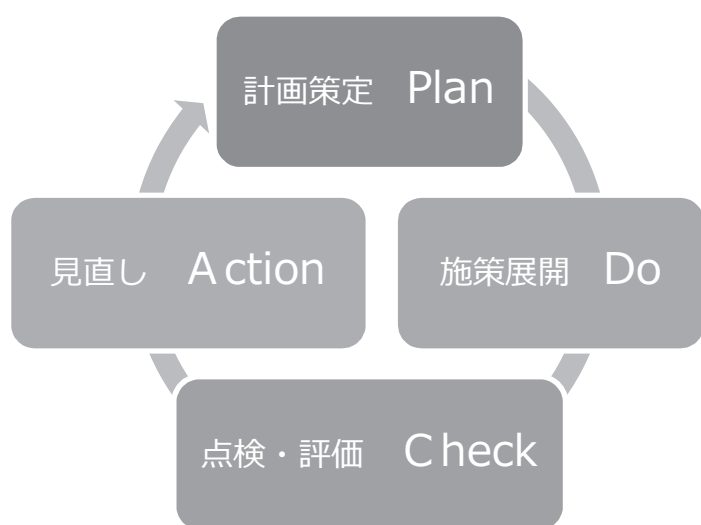
また、子育て支援事業の充実や子育て等の講習会や研修会などの充実が児童虐待の未然防止につながることから、さらなる充実を図ります。

第6章 計画の推進に向けて

第1節 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「河南町子ども・子育て会議」にて施策の実施状況について点検・評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいて対策を実施するものとします。

なお、第5章の「事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進捗状況を管理し、利用者の動向等を鑑みながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとします。



本計画の進行管理のイメージ

- 本計画の策定
- 施策を展開する
- 施策を点検・評価する
- 計画内容等の見直し
- 新たに計画を策定

第2節 国・府等との連携と広域調整

計画に掲げる取り組みについては、町が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や府、近隣市町村との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、

①子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携

②労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

において、児童虐待防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、府と連携し、推進するとともに、府を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。





1. 策定経過

開催日	審議内容等
平成30年10月25日	平成30年度 第1回河南町子ども・子育て会議 1 子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる 事前アンケート調査について 2 (仮称) かなんこども園 園名募集について 3 その他
平成30年12月 8日から 12月28日まで	河南町子ども・子育て支援のためのアンケート調査 [対象] 町内に居住する就学前児童、小学生、中学生以上の親(保護者) 配布 1,018通 / 回収 428通 / 回収率 42%
平成31年 2月13日	平成30年度 第2回河南町子ども・子育て会議 1 子ども・子育て支援事業計画の策定にかかる 事前アンケート調査の結果について 2 新こども園 園名について
令和元年 7月30日	令和元年度 第1回 河南町子ども・子育て会議 1 子ども・子育て支援事業計画の策定方針や構成について 2 子ども・子育て支援事業計画の策定スケジュールについて
令和元年10月31日	令和元年度 第2回 河南町子ども・子育て会議 1 第2期子ども・子育て支援事業計画(素案)について
令和元年12月12日	令和元年度 第3回 河南町子ども・子育て会議 1 第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について
令和2年 1月 8日から 1月29日まで	パブリックコメントの実施
令和2年 3月16日	令和元年度 第4回 河南町子ども・子育て会議 1 第2期子ども・子育て支援事業計画(案)について 2 子ども・子育て支援事業計画の進捗について



2. 河南町子ども・子育て会議規則

河南町子ども・子育て会議規則（平成25年6月21日規則第33号）

（趣旨）

第1条 この規則は、河南町附属機関設置条例（平成25年河南町条例第1号）第3条の規定に基づき、河南町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（職務）

第2条 子育て会議は、町長の諮問に応じて、附属機関設置条例別表に掲げる当該担当事務の趣旨に基づき、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

- （1）子ども・子育て支援事業計画に関すること
- （2）子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
- （3）特定教育・保育施設に関すること
- （4）特定地域型保育事業に関すること
- （5）児童福祉、母子福祉、母子保健等に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること
- （6）前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（組織）

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- （1）公募による子ども・子育て支援法（平成24年法第65号）第6条に規定する保護者
- （2）子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3）子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- （4）その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 町長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他反社会的な行為により委員としてふさわしくない行為があると認める場合は、第3項の規定にかかわらず、解嘱することができる。

（会長）

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第7条 委員の報酬及び費用弁償の額は、河南町報酬及び費用弁償条例（昭和32年河南町条例第49号）の定めるところによる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、子ども・子育て会議担当課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議の招集に係る特例)

2 この規則の施行及び委員の任期満了後最初に行われる会議の招集は、第5条第1項の規定にかかわらず、町長がこれを行うものとする。



3. 河南町子ども・子育て会議委員名簿

任期：令和元年9月1日～令和3年8月31日

選出区分	所属等	氏名	備考
子どもの親（保護者）	公募	浅田 優	
	公募	武田 斗環	
	公募	中山 恩	
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	私立幼稚園 (しろがね幼稚園)	杉分 加寿子	
	(社福)千早赤阪福社会 (石川こども園)	向井 秋久	
	町立こども園 (かなんこども園)	畑 光行	
	町立保育園 (中央保育園)	小路 安代	
	児童福祉施設 (桃花塾)	宮本 一郎	
子ども・子育て支援に関し学識経験のある者	大阪千代田短期大学	板倉 史郎	



4. 用語解説

※五十音順

【あ行】

預かり保育

親（保護者）の要請等により、幼稚園において通常の教育時間終了後に希望者を対象として行なう教育活動のこと。

生きる力

知・徳・体のバランスのとれた力。変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身に付けさせたい「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康と体力」の3つの要素からなる力。

育児休業制度

労働者は、その事業主に申し出ることにより、子どもが3歳に達するまでの間、育児休業をすることができる制度のこと。（平成14年4月より）

注）育児休業は、事業所に育児休業制度の規定がない場合でも、育児・介護休業法を根拠に申し出を行うことによって取得できる権利（形成権）である。

NPO

民間非営利組織、ノンプロフィット・オーガニゼーション（Non-Profit Organization）の頭文字をとったもの。営利を目的とせず、社会的な活動を行う民間組織。平成10年に制定された特定非営利活動促進法により、法人格（特定非営利活動法人）の取得が容易になった。

【か行】

外国につながる子ども

海外に自分自身のルーツがあり、多様な言語、文化、価値観、習慣などの中で育ってきた子どものこと。

確認を受けない幼稚園

新制度において施設型給付費の支給対象施設として確認を受けない幼稚園のこと。

協働

町、市民活動を行うもの、町民及び事業者が共通する目的の実現に向けて、それぞれの果たすべき役割と責任を理解し、互いの特性を生かして協力し行動すること。

合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子ども数に相当するもので、その数値を生涯の子どもの数としてイメージすることができる。

子育てサークル

地域子育て支援センターなどで、情報交換や交流、子育て支援活動を目的に定期的に集まる子育て家庭の親（保護者）同士からなるグループのこと。

【さ行】

児童虐待

親（保護者）がその監護する児童（18歳に満たない者）に対し、殴るけるなどの身体的虐待、わいせつ行為など性的虐待、養育放棄などのネグレクト（Neglect）、言葉などによる心理的虐待を行うこと。

小規模保育

0歳～2歳児までのお子さんを対象とした、定員6人～19人の少人数保育。

ショートステイ事業

親（保護者）が疾病その他の理由により、児童を養育することが一時的に困難になった場合に、その児童を宿泊で預かる制度。

健やかな体

自分の体に応じた健康管理（食べ物、運動、生活習慣など）を行い、自分なりの健康を保っている状態のこと。

【た行】

確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力等まで含めたもの。

トワイライトステイ事業

親（保護者）が仕事その他の理由により、平日の夜間に不在になった場合に、その児童を夕方から夜にかけて預かる制度。

【な行】

認可保育所（本文中は認可保育園）

親（保護者）や同居の親族が仕事・病気などで、昼間にお子さんを保育できない場合に、親（保護者）に代わって保育する児童福祉施設。

認定こども園

幼稚園と保育所両方の役割をもつ施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能を備え、都道府県の認定を受けた施設のこと。

【は行】

不登校

何らかの心理的・情緒的・身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しないあるいはしたくてもできない状態（病気や経済的な理由によるものを除く）にあること。

放課後児童健全育成事業

親（保護者）が仕事等により昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、放課後や長期休暇中、親（保護者）に代わって保育を行う事業のこと。

【ま行】

民生委員児童委員

「民生委員法」「児童福祉法」によって設置された厚生労働大臣から委嘱されている委員。社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとされており、地域住民を支援する。困りごとを解決するために、福祉の制度など、さまざまな支援サービスを紹介する。

【や行】

豊かな心

他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心、自然や美しいものに感動する心、正義感や公正さを重んじる心、勤労観・職業観などのこと。

【ら行】

療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

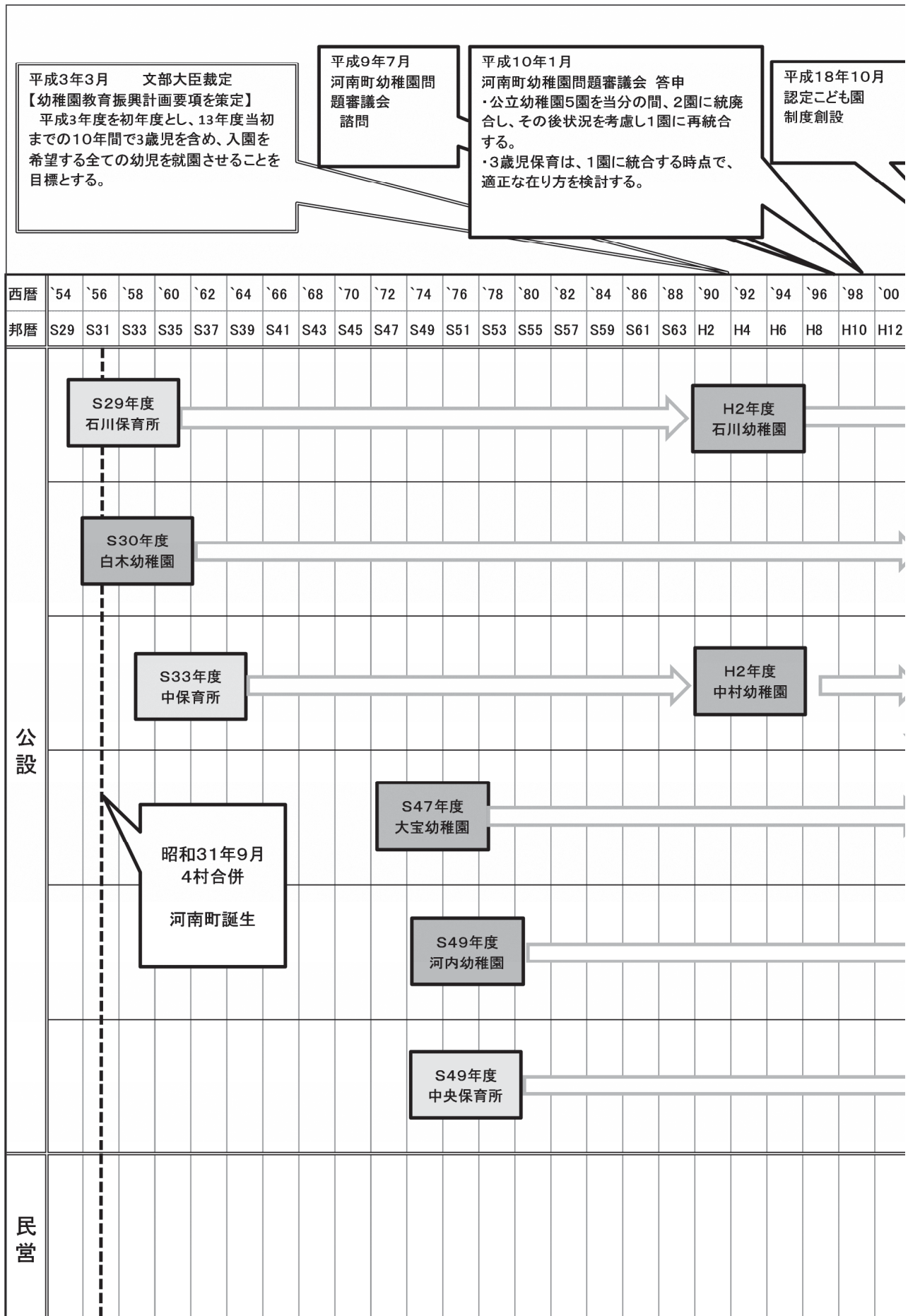
【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。



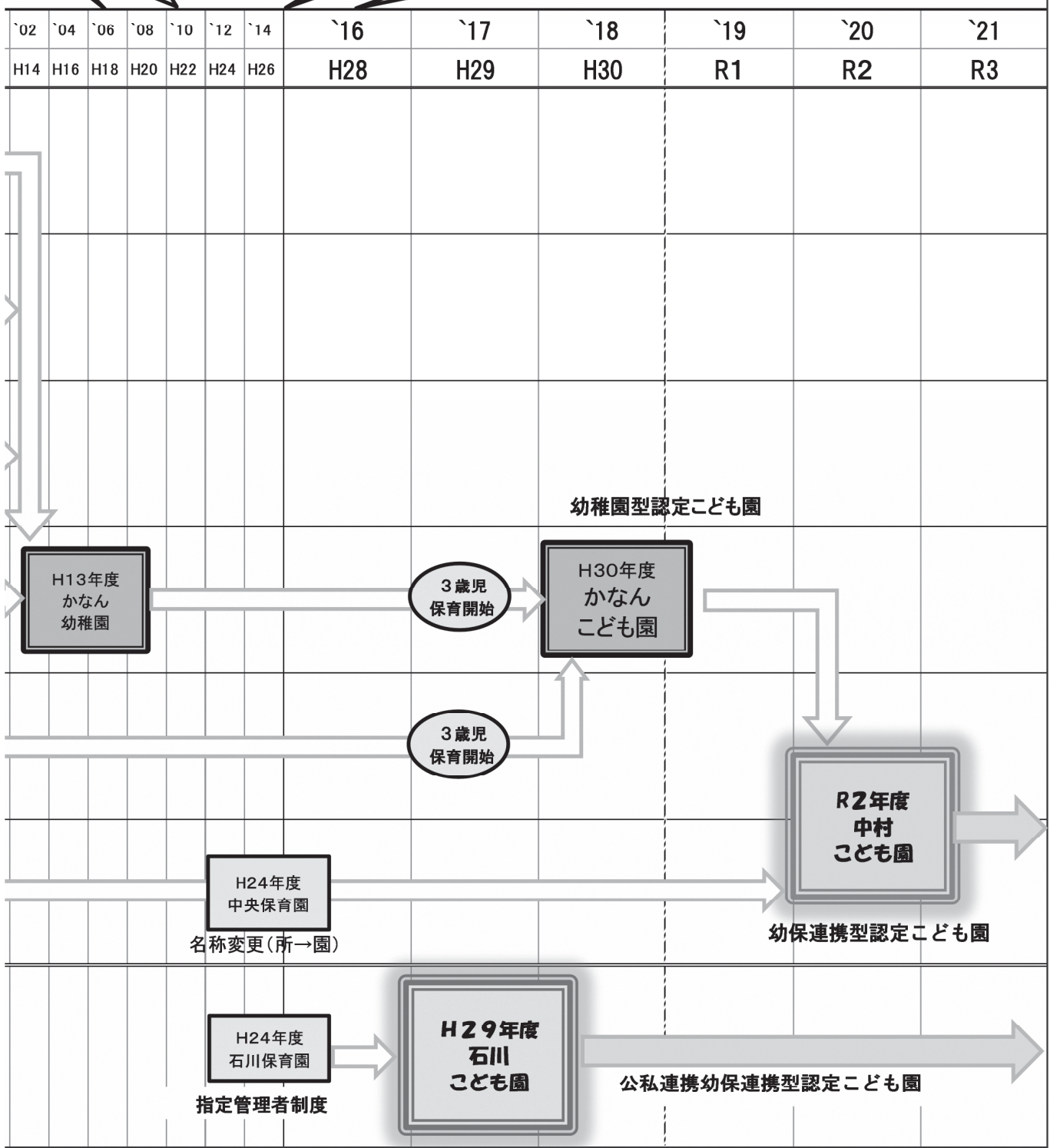
5. 河南町 保育園・幼稚園・こども園の変遷



平成21年3月
 河南町公共施設再編整備基本計画
 (案)
 【河南町】
 重点公共施設の整備
 石川小学校跡地を活用して平成24年4
 月に新かなん保育所(石川保育園)を開
 設する。

平成27年10月
 (仮称)石川こども園整備基本方針
 【河南町・河南町教育委員会】
 ・平成29年4月に石川保育園を公私連携幼
 保連携型認定こども園とする。

平成28年6月
 河南町認定こども園等整備基本計画(案)
 【河南町・河南町教育委員会】
 ・段階的に幼稚園・保育園の統合を進め、中
 村小学校跡地を活用して平成32年4月に幼
 保連携型認定こども園の開設を目指す。



第2期河南町子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

編集・発行

河南町教育委員会事務局 教・育部 こども1ばん課

〒585-8585 大阪府南河内郡河南町大字白木 1359-6

☎ 0721-93-2500（代表）